



野村信託銀行株式会社

2026

ディスクロージャー誌 2026年3月期
2025年4月1日～2026年3月31日

NOMURA



コーポレートデータ (2026年7月現在)

名 称	野村信託銀行株式会社 The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.
設 立 日	1993年8月24日
資 本 金	575億円
発 行 株 式 数	1,700,000株
株 主	野村ホールディングス株式会社 (保有株式数1,700,000株、保有割合 100%)
本 店	〒100-0004
在 地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号 03-5202-1600 (大代表)

ごあいさつ

平素より野村信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

近年、世界的なインフレの進行や金利環境の変化、AI関連を中心とした株高、そして資産運用立国の実現に向けた政策の進展などを背景に、家計における資産の配分に変化の兆しが見られます。こうした中、日本が資産運用立国を実現し、成長と分配の好循環を生み出していくためには、家計のバランスシート全体を最適化できる資産管理の高度化が不可欠であると考えられます。



野村グループは、グループ内の銀行・信託機能を軸として、お客様に一層質の高いサービスをご提供できる体制を強化するため、2025年4月に第4の部門として新たにバンキング部門を設立いたしました。

野村信託銀行は、バンキング部門の中核会社の一つとして、預金やローンなどのバンキング機能と、投資信託の受託をはじめとする信託・エージェント機能を通じて、ウェルス・マネジメント部門を中心としたお客様の資産形成や円滑な資産承継をグループ一体で支えています。

2026年3月期、当社は、バンキングビジネスの拡大に向け、システム面の強化に注力しました。銀行の基幹システムである勘定系システムを刷新し、より多くのお客様にサービスをご提供できる体制を整えました。さらに、その基盤の上で、2026年4月には、当社と野村證券の双方に口座をお持ちのお客様の口座間で資金を自動振替できる預金スイープサービス「あんしんスイープ」を開始いたしました。既存商品ラインナップの中では、有価証券担保ローンの残高が増加しており、融資残高全体は2026年3月末時点で2025年3月末比12.7%増の1兆1,771億円となりました。

信託・エージェントビジネスでは、「貯蓄から投資へ」が現実のものとなりつつあり、投資信託の残高が同5.8%増の42兆8,991億円となりました。また、法人のお客様のニーズにお応えした各種信託の拡大もあり、信託財産全体の残高は同10.8%増の56兆8,530億円となりました。

こうした結果、2026年3月期の業績は、経常利益が74億76百万円、当期純利益は48億89百万円となりました。

野村グループは2025年に創業100周年を迎えました。今年、グループが次の100年に向けて一歩を踏み出す中、当社も新たな成長ステージに向けた変革を着実に進めています。

野村信託銀行は今後も野村グループの一員として、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というグループのパーパスを実践してまいります。

また、これまで培ってきた高い専門性とお客様からの信頼を礎に、グループ連携を一層強化しグループが進める包括的資産管理サービスを後押しすることで、真のウェルス・マネジメントの道を拓き、お客様一人ひとりの豊かな未来の実現に貢献してまいります。

今後とも格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年7月

代表取締役社長
杉山 剛

Disclosure 2026

■ ごあいさつ	1	■ 業務の内容	32
■ 事業の展開	2	■ 当社のあゆみ	33
■ 事業の概況	14	■ 銀行代理業を営む営業所一覧	34
■ 内部管理態勢	18	■ 財務データ	35
■ 組織図	30	■ 法定開示項目一覧	102
■ 役員・従業員の状況等	31		

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2026年7月発行 野村信託銀行株式会社 総合企画部

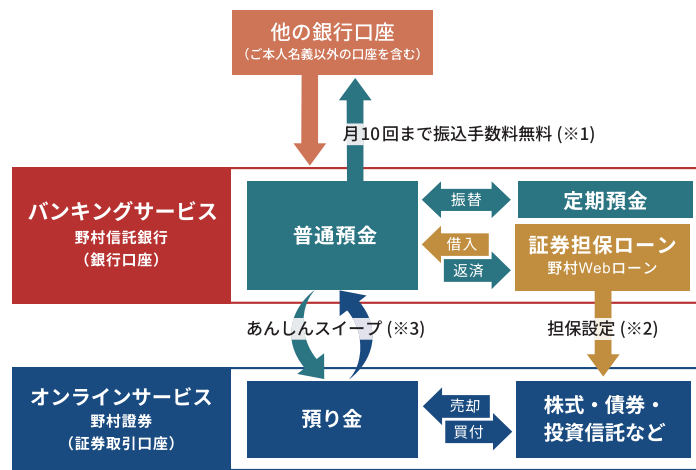
事業の展開

当社は、野村グループの一員として、信託銀行の機能・特性をいかし、グループ各社との連携や独自の商品開発力により、お客様の多様なニーズにお応えします。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村證券が提供するオンラインサービスをご利用の個人のお客様向けに、インターネットを通じてサービスをご提供しています。

野村證券の証券取引口座に、銀行口座をプラスすることで、野村での資産運用・資産管理がさらに便利になります。



- ※1.一部の金融機関について、回数制限などを設ける場合があります。
- ※2.野村證券にお預けいただいている有価証券を担保に、野村信託銀行がご融資いたします。野村Webローンのご利用にあたっては、当社所定の審査の結果、ご融資できない場合がございます。
- ※3.あんしんスイープは、株式等を売買する際に、野村證券の証券取引口座と野村信託銀行の普通預金口座との間で自動的に資金の引出し・預入を行うサービスで、普通預金残高を買付可能額としてご利用いただけます。

あんしんスイープは野村證券でのお申込みとなります。

<バンキングサービス(普通預金・定期預金)>

普通預金と定期預金が魅力的な金利で、元本保証

金利が魅力の円預金をご提供しています。

バンキングサービスで取扱う預金商品は、すべて元本保証です。

普通預金と定期預金を合算して、一人当たり元本1,000万円までとそのお利息等が預金保険により保護されます。

※最新の金利は野村信託銀行のホームページにてご確認ください。

普通預金



※キャッシュカードが発行されませんので、野村證券や他行のATMから直接引き出すことはできません。また、公共料金等の引き落とし口座には指定いただけません。
※ご入金、野村證券のお取引口座または他の金融機関口座からのお振込となります。ご出金の場合は野村證券のお取引口座または他の金融機関口座へお振込ください。
※野村信託銀行や他の金融機関口座へのお振込み手続きには、認証カードまたはワンタイムパスワードおよび電話認証が必要です。
※野村證券のお取引口座へのお振込み手続きには、取引パスワードおよび電話認証が必要です。

定期預金

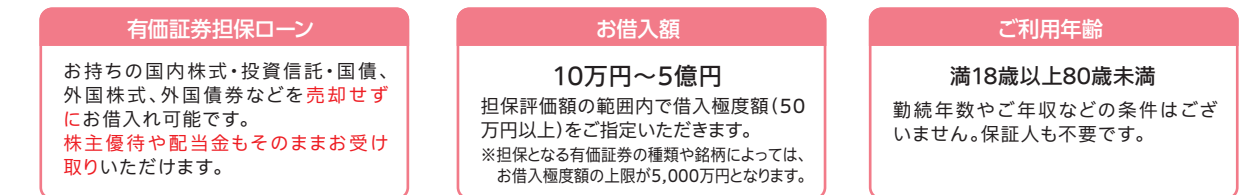


お申し込みは、普通預金にご入金後、インターネットバンキングの専用ページからお手続きいただけます。
※満期時の取り扱いにつきましては、元利継続、元金継続、満期解約（普通預金へご入金）のいずれかをご選択いただけます。

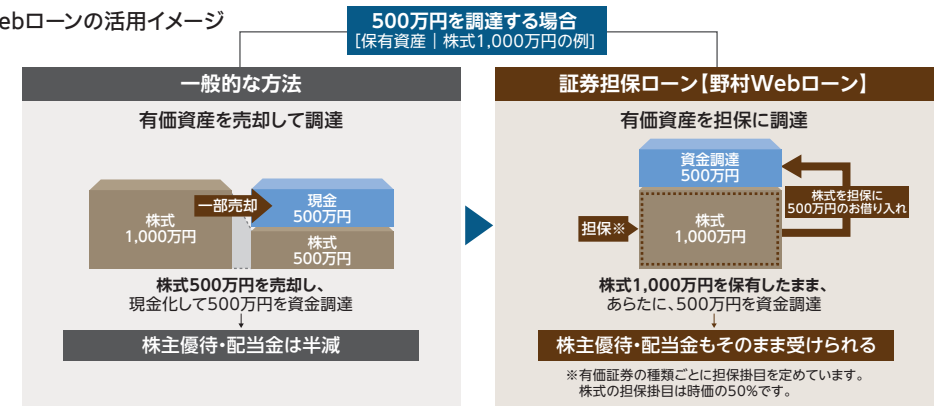
<バンキングサービス(野村Webローン)>

野村Webローンは、野村證券にお預けいただいている有価証券等（株式、投資信託、国債等）を担保とするローンです。

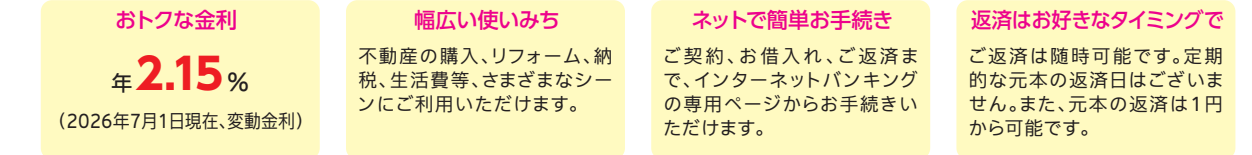
野村Webローンとは



野村Webローンの活用イメージ



野村Webローンの魅力



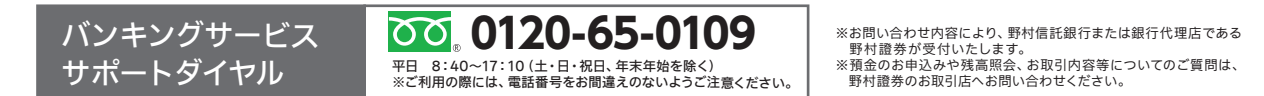
※最新の金利は、野村信託銀行のホームページにてご確認ください。

※一部の資金使途にはご利用いただけません。

ご注意事項

- 当社の判断で個別銘柄について担保不適格とする場合があります。個別銘柄の担保適否につきましては、野村證券のお取引店又はバンキングサービスサポートダイヤルにお問い合わせください。
- 野村Webローンは以下の4つの資金使途にはご利用いただけません。
 - ①事業性資金（独立・新規開業資金や運転資金、設備資金等を指し、個人が事業として行う場合の賃貸用不動産の取得等にかかる資金も含まれます。）
 - ②野村證券取扱いの募集・売出し、または野村證券が引受後6か月以内に販売する株式・債券等の購入資金
 - ③野村證券取扱いの野村SMA・野村SMA信託・野村ファンドラップ・ラップ信託の契約資金
 - ④野村證券取扱いの保険商品の契約資金
- ご契約にあたっては当社所定の審査があり、お借入れいただけない場合があります。
- 「野村Webローン」の詳細は商品概要説明書にてご確認ください。商品概要説明書は、野村證券のホームページでご確認いただけるほか、野村證券の本・支店にもご用意しております。

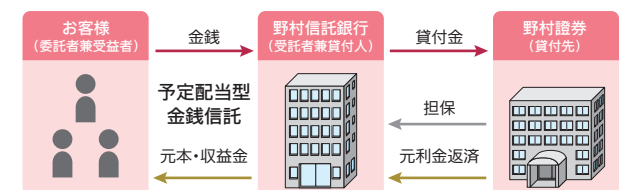
サービス概要・商品に関するお問い合わせ



銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<Regista(予定配当型金銭信託)>

「Regista」は、当社が受託者となる予定配当型金銭信託です。お客様からお預かりした信託金を、当社が他の信託財産と合同で、主として野村證券に対し一般に公正妥当と認められる市場金利による貸付金として運用します。貸付にあたり、野村證券から担保を受け入れます。



事業の展開

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

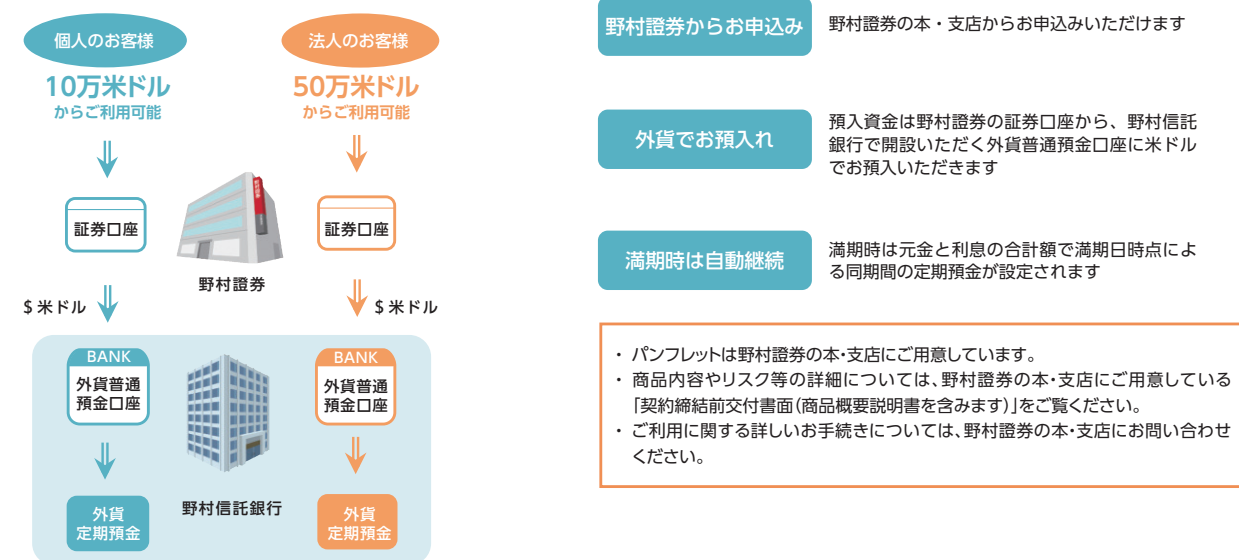
<外貨預金（銀行代理店用）>

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村証券を通じて、魅力的な金利の米ドル外貨定期預金およびトルコリラ外貨定期預金をご提供しています。

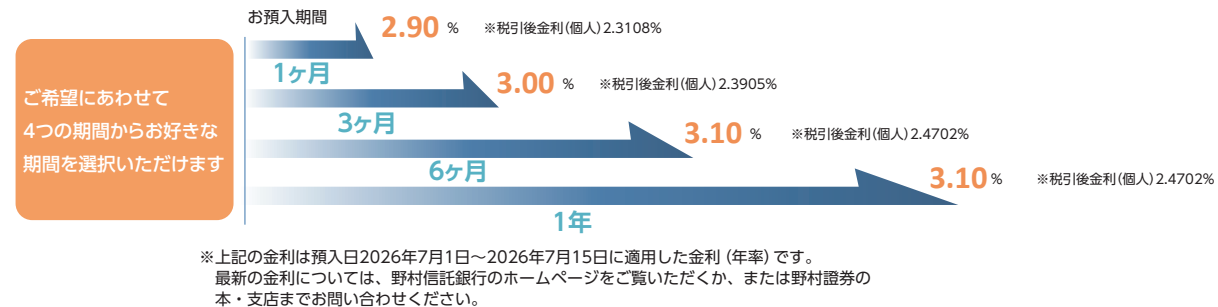
米ドル外貨定期預金の場合、個人のお客様はお預入金額10万米ドルから、法人のお客様はお預入金額50万米ドルからそれぞれご利用可能で、余裕資金の運用などにご活用いただけます。

トルコリラ外貨定期預金の場合、個人および法人のお客様ともに3万トルコリラからご利用いただけます。

■ ご利用の流れ（米ドル外貨定期預金の場合）



■ 魅力的な金利をご提供（米ドル外貨定期預金の場合）



■ 商品概要

ご利用いただける方	個人及び法人のお客様
預入条件	(米ドル外貨定期預金) 法人：50万通貨単位以上、個人：10万通貨単位以上（1補助通貨単位） (トルコリラ外貨定期預金) 原則3万通貨単位以上（1補助通貨単位） 預入日の3営業日前までに野村証券のお取引店でお申込みください。 (トルコリラ外貨定期預金に申込期間が定められている場合は、申込期間以内にお申込みください。) お預入れのお申込みまでに「円普通預金」の口座開設が必要です。
満期時	この預金は自動継続型商品です。 満期日に元金と利息の合計額で満期日時点の金利による同期間の定期預金が設定されます。払出しは、野村証券に開設されたお客様名義の証券口座への送金による方法のみとなります。
利息・税金の概要	満期一括、付利単位：1補助通貨単位、日割計算(年360日) 個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉徴収税率で計算します。法人のお客様は総合課税(非課税法人の場合は非課税)です。
中途解約	中途解約をご希望の場合は解約日の2営業日前までに野村証券のお取引店でお手続きください。中途解約された場合、中途解約日の普通預金金利が適用されます。 (ご参考) 2026年7月1日現在 米ドル普通預金金利 0.02% (年率・税引前)、トルコリラ普通預金金利 0.02% (年率・税引前)
その他	この預金は預金保険の対象とはなりません。

■ リスクについて

外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<ラップ信託>

ご資産を長期運用していただきながら、大切な方へ資産をのこすサービスです。

ご自身に相続が発生した場合には、あらかじめご指定いただいた相続人の方に資産並びにその運用をそのまま引き継ぐことができます。

また、ご自身の資産運用として増額や一部解約、運用商品の変更をすることもできます。

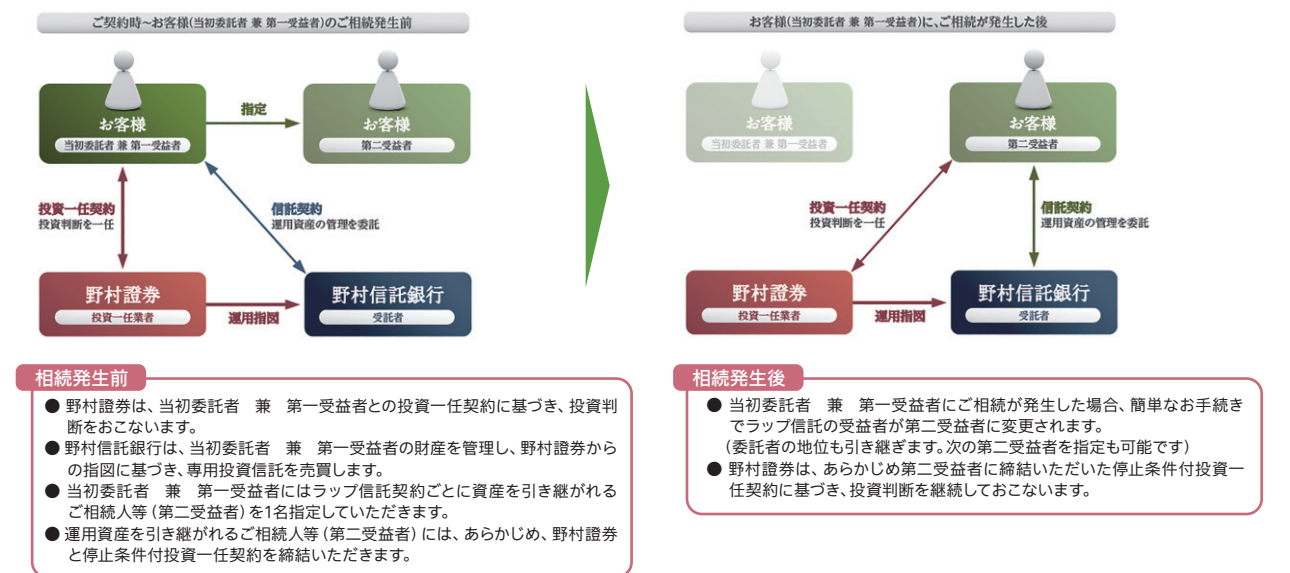
2018年1月にサービスを開始して以降、ご自身の資産並びにその運用をまとめてわかりやすく管理しながら、ご自身に相続が発生した場合には相続人の方々の手続きを軽減できるサービスとしてご評価をいただいています。

2020年9月からは提携銀行を代理店としてのサービスも提供しています。

■ ラップ信託の特徴

野村SMAでの運用	運用の継続	相続人の指定	簡単な相続手続き
当初委託者 兼 第一受益者は、ご資産を野村SMA [®] で運用いただきます。資産配分・運用商品の変更や増減額、解約が可能です。 ※ 当初委託者 兼 第一受益者は野村証券と投資一任契約を締結します。 通常の野村SMAの運用に比べて追加コストはありません。（ラップ信託の信託報酬はSMA報酬に内包されます）	第二受益者にも運用報告書が郵送され、引き継ぐ予定の資産内容を把握していただけます。 当初委託者のご相続発生後は第二受益者に信託受益権が移り、野村SMAの運用を引き継ぎます。 ※ 第二受益者はあらかじめ野村証券と停止条件付投資一任契約を締結します。	ご資産を引き継ぐ相続人等（第二受益者）を指定していただけます。あわせて第二受益者を指定指図人とすることもできます。 ※ 引き継ぐ方は野村信託銀行が認める6親等内の親族（配偶者、6親等内の血族または3親等内の姻族）の中から指定できます。途中で変更も可能です。 ※ 指定指図人についてはサービス内容説明書の「ラップ信託サービス概要「指定指図人」」をご覧ください。 第二受益者が引き継いだ後、改めて次の受益者となるべき方を指定することもできます。	「死亡届の写し」等を受領後、4営業日程度で受益者変更のお手続きは完了します。 ※ 詳しくはサービス内容説明書の「ご相続の発生時のお取扱い（受益者の変更）」をご参照ください。 ラップ信託は遺産分割協議の対象外です。

■ ラップ信託の仕組み



●指定指図人について
委託者は、受託者所定の方法により、第二受益者を指定指図人として指定することができます。
委託者について成年後見開始や任意後見監督人の選任をお届いただいた場合、指定指図人は一部の契約変更※にかかる代理権を行使できます。
※全部解約、一部解約(減額)、資産クラス・個別運用商品の変更

■ 料金について（2026年7月1日現在）

ラップ信託の料金は、野村SMAにかかる投資一任報酬とSMA報酬(野村信託銀行の信託報酬を含む)の合計額となります。
投資一任報酬は最大で運用資産の0.110%(税込み・年率)、SMA報酬は最大で運用資産の1.540%(税込み・年率)となります。
このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)（最大で信託財産の4.00%(概算)（税込み・年率））、信託財産留保額(最大で信託財産の0.5%)、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。

なお、上記の投資一任報酬、SMA報酬等は、あくまで最大の料率を表示しておりますので、お客様のご負担になる実際の料率に関しましては、お客様が採用されるプランに係る投資提案書等をご参照ください。

■ リスクについて

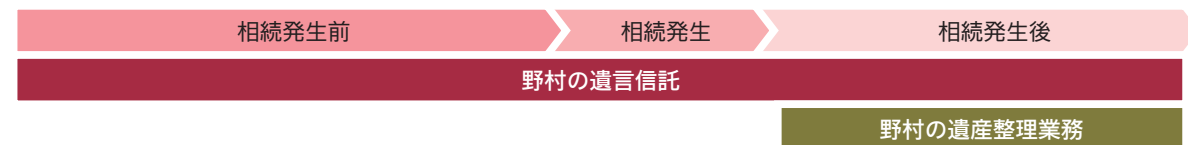
信託財産の運用により生じた利益・損失はすべて受益者であるお客様に帰属します。信託財産は、野村SMA投資一任契約に基づき、専用投資信託への投資を通じて運用をおこないますので、投資元本が保証されているものではありません。詳しくは、お客様向け資料、契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。

野村証券は野村信託銀行の信託代理店として信託契約の締結の媒介をおこないます。

事業の展開

■ 野村の相続関連サービス

野村信託銀行では2つの相続関連サービスを提供しています。「野村の遺言信託」は、遺言書の作成のご相談から遺言書の保管、遺言の内容等に関する定期的な照会、遺言の執行に至るまで、相続を幅広くお手伝いさせていただきます。「野村の遺産整理業務」は、相続手続きに不慣れな方や時間に余裕のない方等のために、手続きを円滑に進めるお手伝いとアドバイスをさせていただきます。



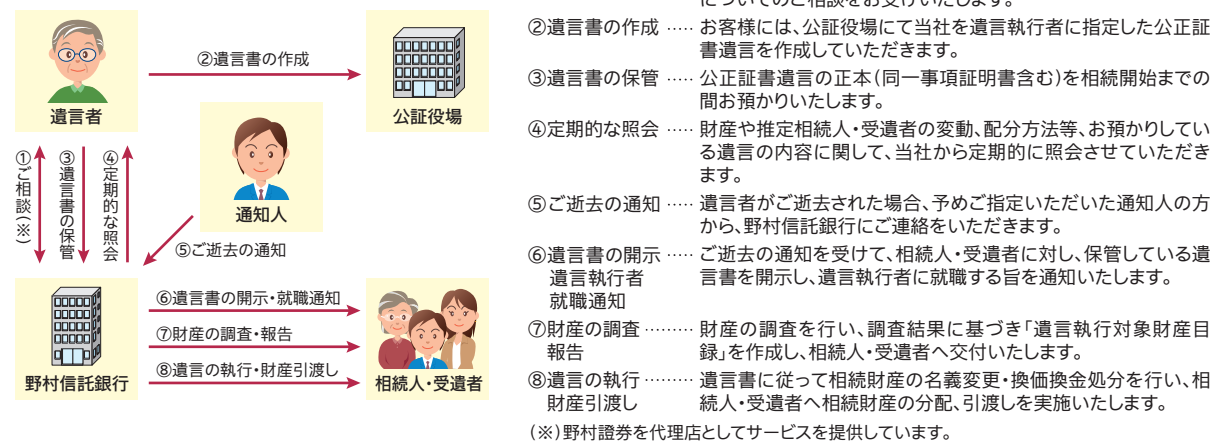
■ 野村の遺言信託

～あなたの想いを「かたち」にして大切な方へつたえるお手伝いをいたします～

野村の遺言信託は、遺言書の作成のご相談から相続発生後の遺言の執行までのお手続きをトータルにサポートさせていただくサービスです。

お客様の遺言書作成のご検討に際し、遺言書の内容についてのご相談をお受けし、遺言書作成をサポートいたします。作成された公正証書遺言の正本(同一事項証明書含む)を野村信託銀行が相続開始までの間お預かりし、推定相続人・受遺者や財産の変動、配分方法の変更等、遺言の内容に関してお客様へ定期的に照会させていただきます。遺言者をご逝去された後、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示いたします。遺言執行者就職後、遺言執行の対象となる財産の調査を行い、調査結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。遺言書に従って、名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。すべての執行手続きが完了した時点で、遺言執行完了の報告をいたします。

野村の遺言信託の流れ



■ 野村の遺産整理業務

～相続手続きのお手伝いをいたします～

野村の遺産整理業務では、相続が発生した相続人様に相続財産の概要や遺言の有無等をお伺いし、相続手続きに必要な書類や相続手続きの概要、スケジュール等についてアドバイスいたします。最初に、相続人の皆様に被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本等を取得していただき、法定相続人を確定いたします。その後、被相続人の財産を調査し、「遺産整理対象財産目録」を作成・交付の上、相続人の皆様に遺産分割協議書を作成していただきます。遺産分割協議書作成にあたってはご希望に応じてお手伝いをさせていただきます。

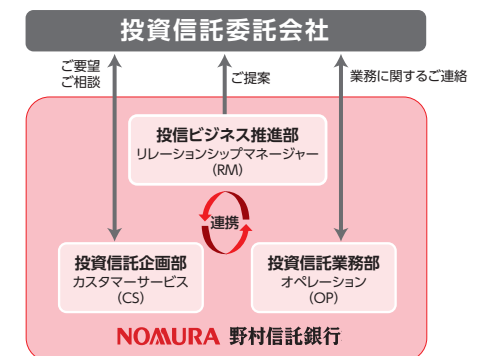
遺産分割協議書に基づき、預貯金、有価証券等の財産の名義変更手続きや換価換金処分等を行い、遺産分割の手続きをいたします。

■ 投資信託受託業務

野村グループの信託銀行として設立されて以来、当社は証券系信託銀行としての特色を活かした業務展開を図ってまいりました。近年、投資信託においてもデリバティブの活用をはじめ、運用の多様化・複雑化が進んでいますが、委託会社の運用ニーズに応じ、幅広い投資対象や運用スキームへの受託態勢を整えています。また時々のトレンドを捉えた新しいファンド組成事案に対しても、受託銀行としてファンドの業務構築に積極的に取り組んでいます。これまでの豊富な経験と実績に裏付けられた業務体制のもとで、これからも委託会社のご要望を着実に実現してまいります。

■ 組織・体制

当社は受託業務を資産管理銀行に再信託することなく、自社内で全ての信託財産管理を完結させることで、円滑で堅確な事務処理を実現しています。また委託会社の窓口として、新規ビジネス案件等をご提案する「リレーションシップマネージャー」(RM)と、既存案件の各種照会・相談・提言を担当する「カスタマーサービス」(CS)を配置し、新規ファンドや新しい運用スキームのご検討など、委託会社の多様なニーズに対して迅速かつきめ細かいサポートを実現しています。



■ 安定した基幹システムの採用

野村総合研究所が開発した“T-STAR/TX(受託版)”(投資信託基準価額計算システム)を投資信託管理の基幹システムとして採用しています。これにより、安定的かつスピーディな基準価額算出を実現し、制度変更が発生した場合においても、委託会社とスムーズな対応を取ることが可能となっています。

■ 新しいサービスのご提供

当社では独自の提携先を活用した、グローバルベースでのマージンコール管理に対応できる店頭デリバティブ証拠金管理体制を構築しており、委託会社の業務の効率化に貢献させていただいています。また、受託者一者計算による基準価額算出を採用する投資信託スキームを構築し、委託会社が運用に特化した運営が図れるようサポートする体制を整えました。

■ 業務品質向上への取組み

事務の堅確性・効率性向上のため、体制面、システム面、管理面で様々な取組みを行っています。

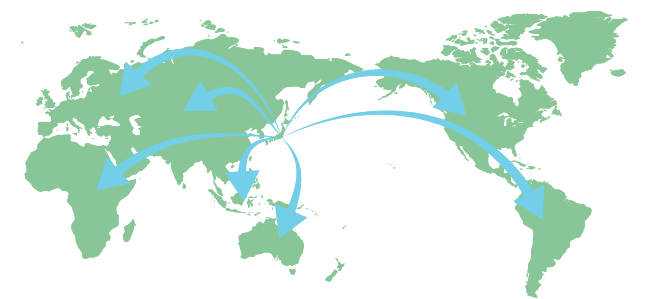
これまでの主な取組み(対応中の案件を含む)

- ・SWIFTのMX化に向けた対応
- ・グローバルな決済サイクル短縮化に向けた対応
- ・基幹システム・決済システムのSTP化推進
- ・受託者一者計算の実現
- ・デジタル人材育成
- ・オルタナ投資や非上場株への対応

- ・デリバティブ・証拠金管理体制の強化
- ・制度変更・税務関連等にかかる情報配信の拡充
- ・ETF設定・交換制度対応(プラットフォーム、清算制度)
- ・RPAの導入やデジタル化等による業務効率化
- ・事務ミス、ヒヤリハット削減に向けた業務改善活動の促進

■ 先進国・新興国を含め70ヶ国以上の市場に対応

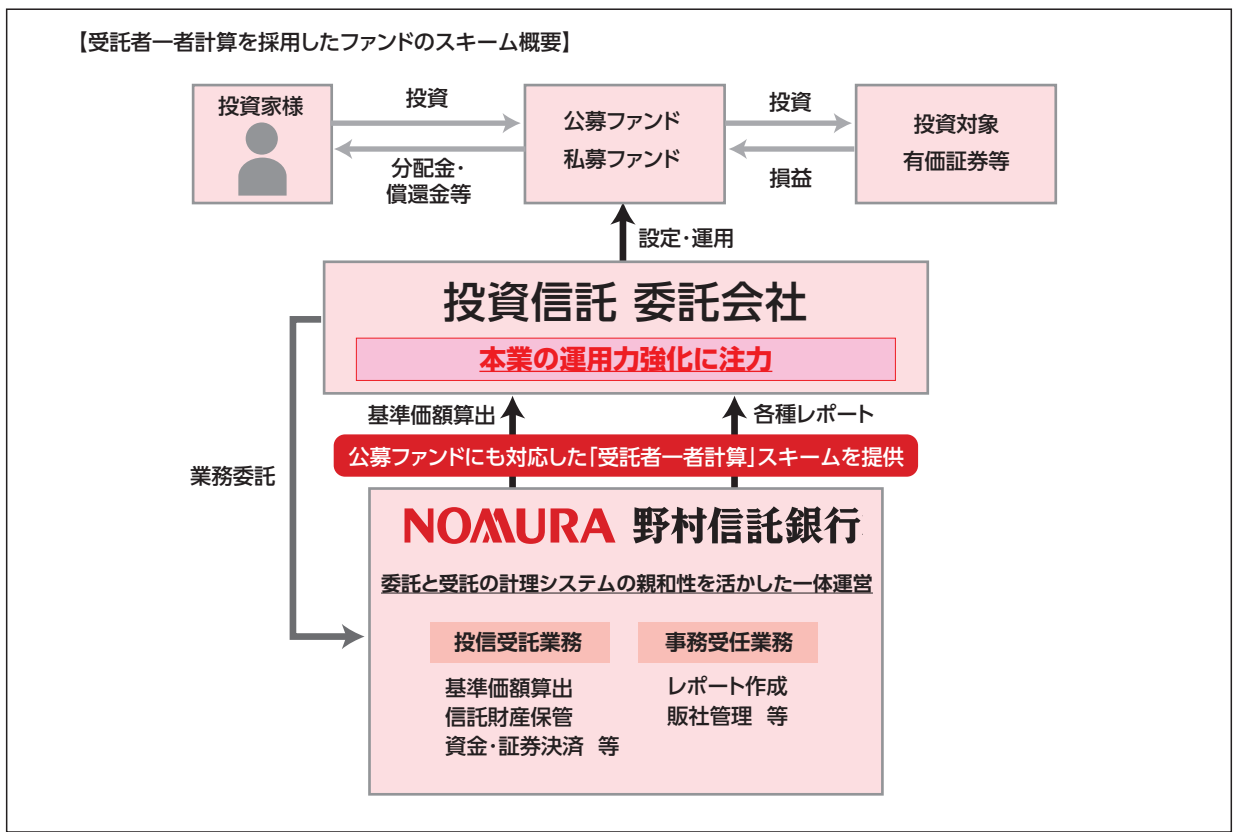
当社の強みの一つは、外国投資への対応力です。主要市場はもとより、新興国市場においても早くからカストディアン・ネットワークの構築を進めており、現在では約70ヶ国の市場をカバーしています。特に新興国市場に関しては、国内からの投資実績のない市場を含め、現地の税制度や市場慣行の情報収集や調査、投資を行う上での業務課題の洗い出しや検討を行い、委託会社に対して業務フローのご提案・ご説明を行っています。カストディアンの選定に当たっては、委託会社の運用ニーズや投資特性に合わせて最適なカストディアンをご提案しています。また、当社が契約するすべてのカストディアンに対して、毎年定期的な現地実査等と評価を行い、必要に応じて改善策の検討要請を行うなど、海外における資産保全の確実性を確かなものにする態勢をとっています。



投資信託受託業務

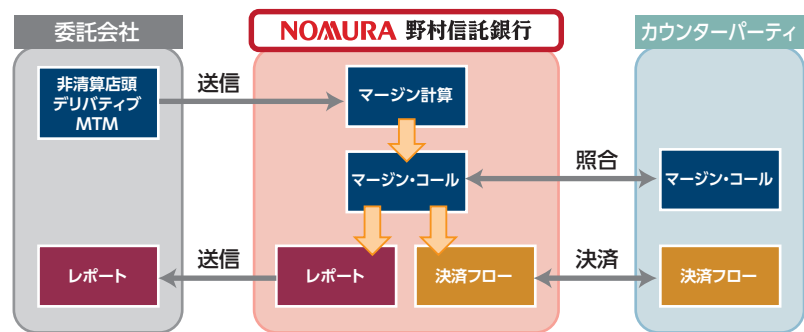
■ 受託者一者計算への取り組み

当社は、2024年に受託者一者計算による基準価額算出を採用する投資信託スキームを構築しました。日本政府が「資産運用立国実現プラン」を掲げ、資産運用業の高度化が求められている中で、長年の商慣行として行われてきた、国内籍投資信託における二者による基準価額算出が、業務運営の合理化・効率化の障壁、ならびに資産運用ビジネスへの参入障壁の一つとなっている可能性を指摘されてきました。当社は、公募投資信託として日本で初めて受託者である野村信託銀行のみが基準価額を算出する一者計算スキーム（以下「本スキーム」）を実現し、これにより委託会社の投資信託計理業務等の効率化と受益者の利益向上に貢献していきます。委託会社は、投資信託の基準価額を二重に計算する非効率な慣習を見直すことにより、運用力の強化に注力することが可能となります。本スキームは、委託者と受託者の投信計理システムの親和性を有効に活用し、受託者である野村信託銀行が委託会社の投信計理業務も一体的に運営するサービスを提供するものです。



■ 証拠金管理事務フローについて

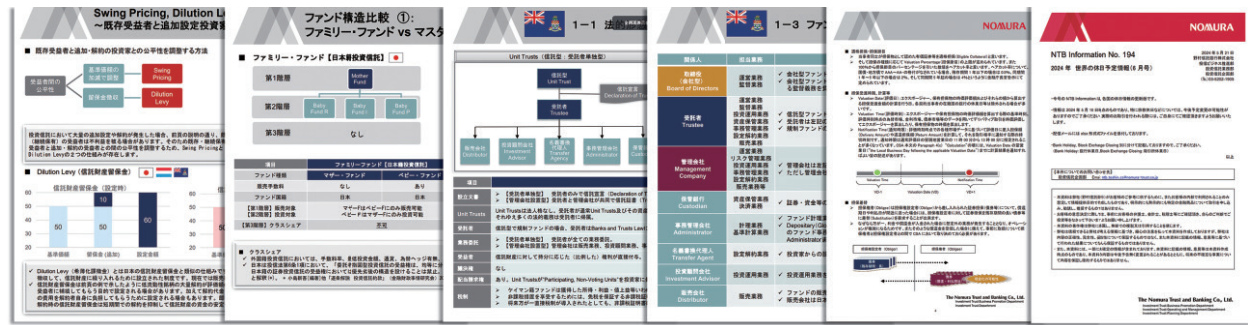
トータル・リターン・スワップ等の証拠金管理に係る事務を受託銀行の業務として行えるよう体制を整えました。包括指図のもと非清算店頭デリバティブ取引のMTMを当社にお渡し頂ければ、ブローカーとの間のマージン・コール(照合)、レポート作成、決済等を当社が一貫して対応いたしますので、委託会社の事務負担を大幅に軽減することが可能です。



投資信託受託業務

■ 野村グループを活かした情報配信

当社では【NTB Information】と題して委託会社の皆様への情報発信を行っています。海外の税務、休日情報等、日常実務やビジネスの推進に役立つ情報を、タイムリーにお届けしています。また、グループ会社、ならびに社内外の講師による国内外のアセットマネジメント業界の動向、制度や投資規制に関するセミナーを適宜開催しています。

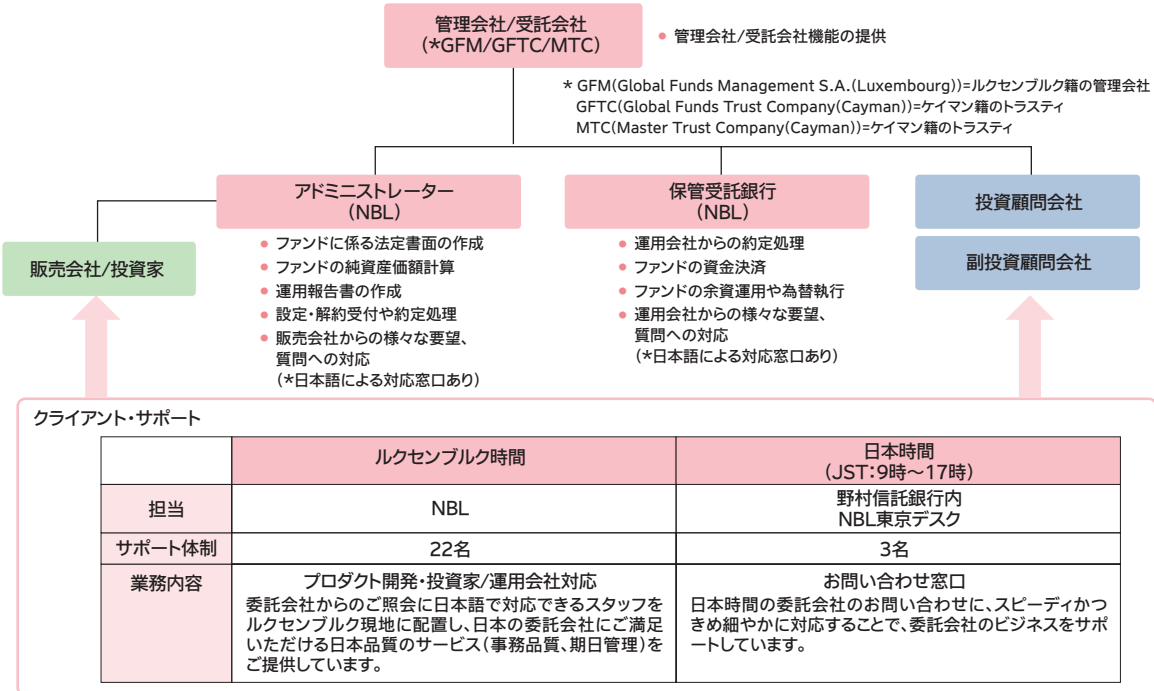


＝オフショア・ファンド・セミナーの開催＝野村信託銀行は、2025年11月にノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)、野村資本市場研究所と共催で、『オフショア・ファンド・セミナー』を開催しました。当日は80名を超える参加者となり、野村資本市場研究所より「拡大の動きが活発化する欧州防衛セクター投資」を、ノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)より「Nomura Bank (Luxembourg)のご紹介」などについての説明を行いました。

外国籍投資信託関連業務

■ ノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)およびNBLのサービスに対するお問い合わせ窓口について

ノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)並びにその関連会社は、野村グループの資産運用ビジネスのハブとして、ルクセンブルク籍およびケイマン籍の外国籍投資信託にかかる事務代行業務、保管受託業務などの専門性を活かした役割を担っています。特に、NBLは伝統的資産に比べ難易度の高いプライベート・エクイティや不動産などのプライベートアセットの取扱いについては豊富な実績と知見を有しており、ここ数年のプライベートアセットのニーズの高まりとともにビジネス機会が拡大しています。当社は、NBLとの業務委託契約のもとで、外国籍投資信託にかかる財産管理サービスのご案内や様々な情報提供を行っています。また、NBLに対する日本時間のお問い合わせ窓口として、当社内に「NBL 東京デスク」を設置し、委託会社の日々の業務をスピーディにサポートしています。



事業の展開

■ サステナビリティへの取り組み

<野村グループにおけるサステナビリティ>

■ 野村ホールディングス サステナブルな社会の実現に向けて

野村グループは、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスのもと、サステナビリティに関する考え方をこのパーパスと軌を一にするものとしてとらえ、さまざまな取り組みを進めています。また、パーパスを含む企業理念を具体的な行動に移すための指針である「野村グループ行動規範」の中でも「持続可能な社会への貢献」として、以下の考え方を示しています。

【野村グループ行動規範 18 持続可能な社会への貢献】

私たちは、すべての国や地域における文化と慣習を尊重するとともに、環境や社会に対する責任を常に意識して行動します。また、様々な社会貢献活動に積極的かつ持続的に取り組み、自らの視野をさらに広げていきます。

～サステナビリティ（持続可能性）に関する野村グループの考え方～

私たちは、地球環境の保全や多様な人々の活躍の推進といった取り組みが経済活動や社会の維持と発展に不可欠であることを認識しながら、金融商品や各種サービスの開発・提供を行うとともに、私たち自身が持続的に成長していくために、グローバル展開やコーポレート・ガバナンスの強化などの取り組みを進めています。野村グループの企業価値向上と社会全体の持続的な成長は同じ道の上にあります。すべての役職員がサステナビリティに関する視点を持つことが重要です。

<野村信託銀行のサステナビリティ方針>

当社は、野村グループの信託銀行として、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスに基づき、持続可能な環境・社会の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、当社におけるサステナビリティに関連する活動の原則として、本方針を定めます。

■ 基本的な考え方

野村グループは、創業者である野村徳七の時代から連綿と続く「創業の精神」を基礎とした『野村グループ企業理念』にも明記されている「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスおよび、2030年に向けた「Reaching for Sustainable Growth」という経営ビジョンのもと、それぞれが、挑戦・協働・誠実という価値観に基づき、横断的に連携し、グループの総合力を最大限発揮することで、お客様をはじめすべてのステークホルダーの期待・ニーズに応えるとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、野村グループは、サステナビリティに関連する活動の方向性、および環境や社会的リスクに対してどのように対応していくかについて、ステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現を一層推進していくことを目的として、『野村グループサステナビリティ・ステートメント』を制定しています。

当社においても、野村グループの一員として、グループ各社との連携を強化し、スピード感をもって質の高い商品やサービスを提供することにより、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

取り組みにあたっては、経営陣によるサステナビリティの重要性に対する十分な認識の下、野村グループの方針等やマテリアリティを踏まえ、実施してまいります。

また、当社ではさまざまなバックグラウンドや価値観を持つ社員が、それぞれの個性や能力を各々のビジネスの現場で遺憾なく発揮し、変革に挑戦できるよう、働き方改革やインクルージョンの取り組みをはじめとする各種の取り組みについても進めてまいります。

■ 野村グループのマテリアリティ

野村グループでは、価値創造プロセスにおいてプラス・マイナスの影響を与える課題のうち、自社のみならず、社会やステークホルダーにとっても重要となる事項を『野村グループのマテリアリティ』として特定しています。

このうち、当社において特に重要性の高い課題を特定し、グループとして目指す姿を踏まえ、取り組みを進めてまいります。

野村グループのマテリアリティ	野村信託銀行が取り組むべき内容
持続可能な グローバル・ビジネスモデルの構築	・ビジネス・ポートフォリオの多様化 ・適切な資源配分を通じた安定収益への貢献
環境・社会課題に対する取り組みの推進	・サステナビリティ関連ビジネス ・自社環境活動
テクノロジー進化への対応	・サイバーセキュリティ対策 ・デジタル・アセット領域ビジネスの拡大
人材の育成と多様性の確保	・インクルージョンの推進 ・Well-Being ・人権尊重 ・教育研修機会の拡充
顧客や市場からの信頼	・コーポレート・ガバナンスの高度化 ・リスク・マネジメントの高度化

■ 推進体制

野村グループでは、経営レベルであらゆるサステナビリティの取り組みにかかわる意思決定を行うことにより、グループ全体の持続的成長に欠かすことができない社会課題の解決に資することを目的に、グループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。

当社においても、経営陣によるサステナビリティに係る取り組みの重要性に対する十分な認識の下、「サステナビリティ委員会」を設置し、当社における推進体制整備や全社における具体的な活動に取り組んでいます。

委員会は、「サステナビリティ推進責任者」として任命した総合企画部担当役員を委員長とし、委員長が指定する役員または部室の長、もしくは当該部室の「サステナビリティ担当」を委員として構成しています。委員会の活動にあたっては、グループのサステナビリティ関連部署との情報共有その他の連携を適切に実施するとともに、サステナビリティに係る研修等の実施により、社内の意識醸成ならびに人材育成を図ってまいります。委員会の活動内容は取締役会および経営会議に報告します。

■ エンゲージメント

当社は、本方針の目的を達成するため、ステークホルダーの皆様との対話等により、取り組みの共有を実施してまいります。また、本方針の実践においては、グループの企業理念を基本観とします。

■ 改定

当社は、外部環境の変化やステークホルダーの皆様との対話等を適切に反映するため、本方針の内容を必要に応じて改定いたします。

<野村信託銀行のサステナブル・ファイナンス実績>

野村不動産ホールディングス株式会社（本社：東京都新宿区）が国内初の取り組みとして構築した「包括型 サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク」に当社が相対で参画し、2022年8月に当社初のサステナブル・ファイナンスを実行しました。

なお、当該ファイナンスは2019年度対比で2030年までにCO₂の35%削減をサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットとするローンとなっています。

【野村不動産株式会社が手掛ける芝浦プロジェクト完成予想図】



事業の展開

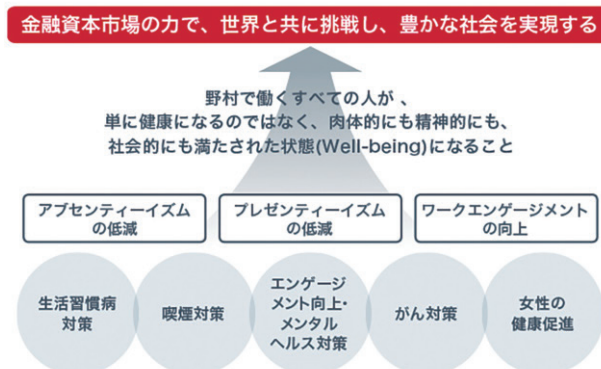
健康経営への取り組み

基本的な考え方

- 野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりがもつ独自の強みを十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。野村グループは、適正な労働条件や労働安全衛生、快適な職場環境の整備をはじめ、社員が意欲をもって働き続けられるよう、育児・介護支援等の福利厚生諸制度の充実や、社員の健康保持・増進に力を入れています。
- 当社もグループの方針に沿って、社員一人ひとりが自らの強みを発揮し活躍できるよう、目標を定め取り組んでいます。心理的安全性を高め、働きやすい職場環境づくりを進めることで、社員がいきいきと働き結果的に成果に結びつけられるよう各種施策を実施しています。

健康経営の推進

- 野村グループの創業者である野村徳七が自叙伝的日記（『蕙蔭』）で「健康は我々の最大の資本である」と述べるなど、当グループは創業時から従業員の健康を重視してきました。その精神を引き継ぎ、2016年7月に「NOMURA健康経営宣言」を採択し、健康経営推進責任者(Chief Health Officer、以下CHO)のもと、健康保持・増進に向けた取り組みを推進しています。



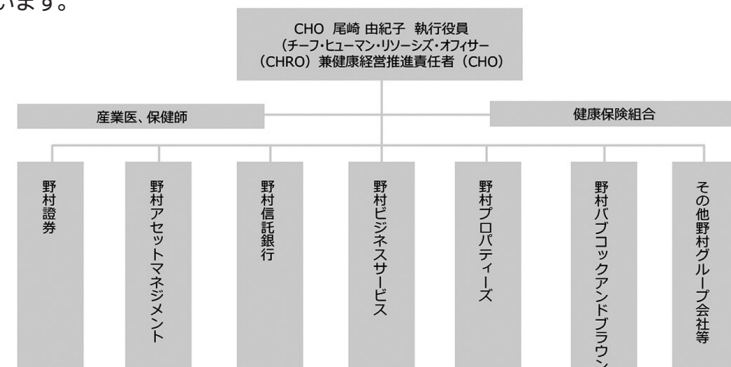
健康経営宣言

「NOMURA健康経営宣言」

野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりが自らのもつ能力や個性を十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。この理念のもと、野村グループは社員の健康保持・増進を経営的な視点でとらえ、主体的に取り組んでいきます。

健康経営の推進体制

- CHOのもと、健康保険組合、産業医・保健師等、グループ各社が一体となり推進しています。定期的に開催している「健康経営推進協議会」には、CHOのほか人事担当役員、人事部長等がメンバーとして参加しています。
- 社員の健康リスクの保有状況や生活習慣病のハイリスク分析、職場の健康リスクの分析に基づく健康課題の把握や、施策の立案及び実行、結果検証を組織として一貫して行うことで、積極的に社員の健康づくりを進めるとともに、労働安全衛生体制を強固にしています。



- 当社では、経営会議が人事担当役員から健康経営の取り組み状況の報告を受け、その進捗状況を把握し、施策の推進を行っています。
- 人事担当役員は、時間外労働や深夜業、有給休暇の取得状況等、社員の働き方に関することの他、健康リスクレポートや心理的な負担の程度を把握するための検査結果（ストレスチェック）等、社員の心身の健康に関わる情報を把握し、対策・検証を行うことで、Well-beingな職場環境づくりと労働安全衛生体制の強化を図っています。

健康経営のゴールと目標

野村グループでは、全ての社員、お客様、そして社会全体が単に健康になるのではなく肉体的にも精神的にも、社会的にも満たされた状態(Well-being)となることを目指しています。まずは、社員自身がWell-beingになるために「アブセンティーズムの低減」「プレゼンティーズムの低減」「ワークエンゲージメントの向上」が必要との認識に基づき、これらを健康経営を推進するうえでの目標としています。

	野村グループ		野村信託銀行
	目標値 (2030年度)	実績 (2025年度)	実績 (2025年度)
アブセンティーズム(百万円)	—	705.4	29
プレゼンティーズム(%)	15	16.8	16.5
ワークエンゲージメント(偏差値)	55	53.5	50.7

- ※アブセンティーズム：傷病による欠勤にともなう損失額をいい、当該年度の平均年収に社員数と年間傷病休暇利用率を乗じて算出。健康経営の取り組みを推進することにより低減させることが目標ではありますが、体調不良時に休みやすい環境整備も必要であるため現時点では目標値は出さずモニタリングに努めます。
- ※プレゼンティーズム：出勤はしているものの、健康上の問題によって完全な業務パフォーマンスが出せない状況をいい、数値はSPQ(Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版)の回答により選出されたプレゼンティーズムによる生産性損失割合になります。
- ※ワークエンゲージメント：仕事に対してポジティブで充実した心理状態を示す値。全国平均を50とした偏差値で、ストレスチェックの回答により算出しています。

◆◆野村信託銀行の健康経営目標◆◆

項目	目標
心と身体の健康	健康診断受診率 100% 二次検査受診率 100% 心の健康の保持・増進 Well-being研修受講率 100%
働き方	年次有給休暇 連続5営業日年1回以上取得・年間取得10日以上100% 時間外勤務の低減 育児休業取得率 100%

◆主な取り組み

- 健康診断・人間ドック
病気の早期発見・早期治療につなげるため、健康診断・人間ドック受診率100%を目標に設定。20代は定期健康診断、30歳以上は人間ドックの費用を会社と健康保険組合が全額補助し、女性は20歳以上に子宮頸がん検診、30歳以上に乳がん検診を補助しています。
人間ドック受診時は有給の「人間ドック休暇」を取得可能としています。また、健康診断の結果、医師から指示があった場合に早期治療の機会を逃さないよう二次検査を受けるための有給の「二次検査休暇」を利用できます。
- 健康ポイント制度
健康推進プラットフォーム「WellGo」を活用した健康ポイント制度です。
歩数や、食事、睡眠などのライフログ記録など、健康のためにがんばると「My Health Points」が付与されます。
たまったポイントは、ギフト券等に交換可能で、健康に向けて、健康を維持するためにがんばる社員をサポートしています。
- コミュニケーション活性化
社内外のコミュニケーション活性化事例集を作成し、各部署が自発的にコミュニケーション活性化を進めるツールとしています。
また、心理的安全性を高め、お互いを尊重し合う職場環境となることを目指して、コミュニケーションに関する研修を実施しています。

◆認定制度

健康経営優良法人2026
野村信託銀行は、2022年から4年連続で健康経営優良法人に認定されました。
健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している企業等が社会的に評価される環境を整備することを目的に、企業規模別に「健康経営優良法人」を日本健康会議が認定する制度です。



◆健康増進イベント

- さつきラン&ウォーク2025企業対抗戦に参加
2025年5月開催のイベントに希望する社員が参加し、平均9,584歩/日を達成。前年の参加人数を大幅に上回り、企業ベスト賞を受賞しました。
- 健康ミニセミナーの実施
社員の生活習慣上の課題解決に向けた取り組みの一環として外部講師を招聘し、2025年9月に『ストレスマネジメントセミナー』を開催しました。

事業の概況

■ 主要な経営指標

■ 主要な経営指標等の推移					
(単位：百万円)					
項 目	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
損益の状況					
経 常 収 益	27,946	31,400	33,807	37,641	50,346
業 務 純 益	5,019	2,393	7,312	8,042	6,924
実 質 業 務 純 益	4,818	2,463	7,312	8,042	6,924
コ ア 業 務 純 益	5,138	6,725	7,395	8,252	6,907
コ ア 業 務 純 益 (除 く 投 資 信 託 解 約 損 益)	5,224	6,725	7,395	8,252	6,907
経 常 利 益	3,612	2,245	7,628	8,187	7,476
当 期 純 利 益	2,345	1,546	5,460	6,027	4,889
資産・負債及び資本					
資 本 金	50,000	50,000	50,000	50,000	57,500
発 行 済 株 式 総 数 (千 株)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,700
純 資 産 額	88,878	89,556	94,892	98,153	113,750
総 資 産 額	1,640,057	1,923,274	2,141,420	2,075,418	2,607,424
預 金 残 高	1,027,863	1,172,191	1,306,699	1,357,338	1,334,475
貸 出 金 残 高	712,980	798,222	914,097	1,044,434	1,177,189
有 価 証 券 残 高	487,554	325,974	296,090	310,655	423,075
1 株当たりの情報					
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	63,484	63,968	67,780	70,109	66,911
1 株 当 たり 配 当 額 (円)	835	550	1,950	2,150	—
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1,675	1,104	3,900	4,305	3,461
配 当 性 向 (%)	49.82%	49.80%	49.99%	49.93%	—
従 業 員 数 (人)	505	536	579	600	615
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	15.80%	19.92%	19.72%	14.65%	15.72%
自 己 資 本 利 益 率 (%)	2.61%	1.73%	5.94%	6.64%	5.09%
信託財産の状況					
信 託 報 酬	12,074	12,680	13,582	15,331	16,869
信 託 財 産 額	38,874,173	39,329,306	42,715,430	51,296,776	56,853,090
信 託 勘 定 貸 出 金 残 高	358,184	328,134	297,376	304,054	300,565
信 託 勘 定 有 価 証 券 残 高	4,831,364	5,493,243	6,734,966	8,394,538	11,197,811

1. 損益の状況

損益の状況につきましては、信託報酬が前年同期比15億37百万円増加、資金収支が前年同期比2億82百万円増加、役務取引等収支が前年同期比16億4百万円増加、その他業務収支が前年同期比7億42百万円増加したことにより、業務粗利益は前年同期比41億66百万円増加し321億21百万円となりました。この結果、経常利益は74億76百万円、当期純利益は48億89百万円となりました。

■ 利益総括表						
(単位：百万円)						
項 目	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	前年同期比増減
業務粗利益	20,952	18,810	25,323	27,955	32,121	4,166
信託報酬	12,074	12,680	13,582	15,331	16,869	1,537
資金収支	3,929	4,750	5,236	7,087	7,370	282
役務取引等収支	3,462	4,942	3,616	2,956	4,561	1,604
その他業務収支	1,485	△ 3,563	2,888	2,578	3,320	742
一般貸倒引当金繰入額 (△)	△ 200	70	—	—	—	—
経費 (臨時的経費を除く) (△)	16,133	16,346	18,010	19,912	25,196	5,284
人件費 (△)	6,228	6,410	7,425	8,144	8,383	239
物件費 (△)	9,041	9,088	9,576	10,503	15,049	4,546
税金 (△)	863	846	1,008	1,265	1,764	498
業務純益	5,019	2,393	7,312	8,042	6,924	△ 1,118
臨時損益	△ 1,406	△ 147	316	144	552	407
うち貸出金償却	0	—	—	—	—	—
うち債権売却損益	—	△ 164	—	—	—	—
うち株式等売却損益	4	—	—	—	—	—
うち貸倒引当金戻入益	—	—	347	199	548	349
うち個別貸倒引当金繰入額 (△)	1,373	△ 15	—	—	—	—
経常利益	3,612	2,245	7,628	8,187	7,476	△ 710
特別利益	35	19	27	51	30	△ 21
その他の特別利益	35	19	27	51	30	△ 21
特別損失 (△)	280	0	0	355	836	481
固定資産処分損 (△)	0	0	0	0	208	208
減損損失 (△)	—	—	—	94	—	△ 94
その他の特別損失 (△)	279	—	—	260	628	368
税引前当期純利益	3,368	2,265	7,656	7,883	6,670	△ 1,213
法人税、住民税及び事業税 (△)	4,481	2,673	5,495	8,895	12,916	4,021
法人税等調整額 (△)	△ 3,459	△ 1,953	△ 3,299	△ 7,039	△ 11,135	△ 4,095
法人税等合計 (△)	1,022	719	2,196	1,855	1,781	△ 74
当期純利益	2,345	1,546	5,460	6,027	4,889	△ 1,138

事業の概況

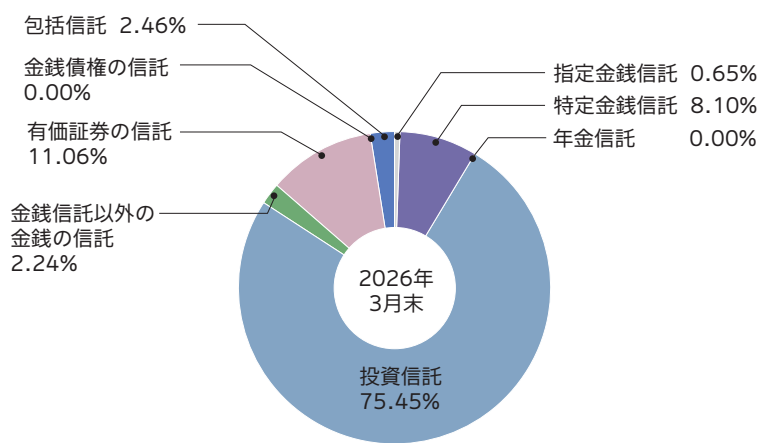
2. 信託財産の状況

信託財産の状況につきましては、投資信託の受託残高が前期末比2兆3,578億円増加し、42兆8,991億円、有価証券の信託の受託残高が前期末比2兆5,361億円増加し、6兆2,908億円となりました。
全体では、前期末比5兆5,563億円増加し、56兆8,530億円となっております。

信託財産残高表

(単位：百万円)					
負 債	2022 年 3 月末	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
指 定 金 銭 信 託	448,912	418,450	388,203	404,867	374,328
特 定 金 銭 信 託	2,435,357	2,933,316	3,744,761	4,417,827	4,609,183
年 金 信 託	812	819	819	838	166
投 資 信 託	31,855,479	31,600,417	33,853,538	40,541,363	42,899,183
金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	538,971	709,239	934,843	1,064,691	1,275,559
有 価 証 券 の 信 託	2,530,131	2,599,658	2,788,473	3,754,709	6,290,828
金 銭 債 権 の 信 託	1,579	1,519	822	764	705
包 括 信 託	1,062,929	1,065,884	1,003,967	1,111,713	1,403,134
合 計	38,874,173	39,329,306	42,715,430	51,296,776	56,853,090

信託財産の割合



3. 自己資本の状況

自己資本の状況につきましては、2026年3月末の自己資本比率が15.72%（国内基準）となっており、健全な水準を維持しております。

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)					
項 目	2022 年 3 月末	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
コア資本に係る基礎項目 [A]	93,114	93,960	96,343	99,450	118,791
コア資本に係る調整項目 [B]	4,092	3,643	6,116	12,878	14,824
自己資本 [C] (= [A] - [B])	89,022	90,317	90,226	86,571	103,966
リスク・アセット					
資産(オン・バランス)項目	503,339	401,103	403,207	516,742	579,156
オフ・バランス取引項目	14,182	7,568	5,521	27,933	31,317
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	10,246	4,521	2,523	4,413	5,634
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	35,577	39,989	46,286	41,601	45,191
計 [D]	563,346	453,182	457,538	590,690	661,300
自己資本比率(国内基準) (= [C] / [D] × 100)	15.80%	19.92%	19.72%	14.65%	15.72%

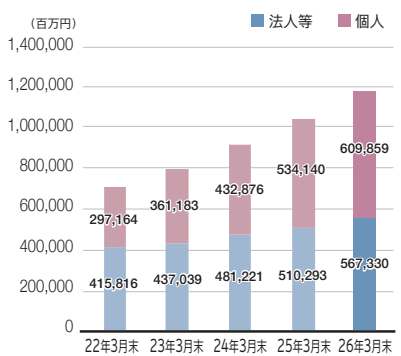
(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づいて、2025年3月末からはパーゼルⅢ最終化を適用して算出しております。

主要業務の業績

＜貸付業務＞

当社は、法人等向け貸出に加え、「バンキングサービス」を通じて提供している有価証券担保ローンサービス「野村Webローン」等を通じて、個人のお客様にも広く貸出を行っております。
当期末の貸出金残高の合計は、1兆1,771億円となっております。

貸出金残高

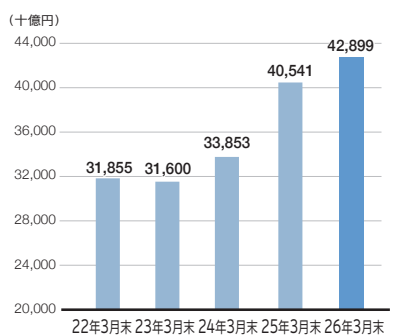


(注) 法人等には、信託勘定向けの貸出も含まれます。

＜投資信託の受託業務＞

投資信託の受託残高につきましては、42兆8,991億円となりました。
また、米国公認会計士協会による保証業務基準書第18号(SSAE18)に基づく、独立監査法人による監査において、適正意見を取得し、事務品質の向上に努めております。

投資信託受託残高



■ 経営体制

当社は、野村グループの信託銀行として、野村ホールディングスの戦略の下で経営を行っております。当社は、野村グループのビジネス・ラインを踏まえた上で、効率的な業務運営を実現するための経営体制を構築し、さらに役員及び社員に「野村グループ行動規範」の遵守を徹底することで、法令諸規則に照らして適切な経営を推進しています。

当社は、監査等委員会設置会社です。経営に関する重要事項を決議・承認する機関として取締役会を設置し、取締役会が経営の基本方針や業務執行取締役の職務分掌及び指揮命令関係等を決定するとともに、業務執行に係る決定権限を業務執行取締役である代表取締役社長に委任することで意思決定の迅速化を図っています。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が業務執行に係る監査を行うことで、経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性の向上を図っています。

さらに、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関として代表取締役社長を議長とする経営会議を定期的開催し、スピード感のある業務執行が行われる体制を敷いています。

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、外部監査法人及び社内組織を活用して、業務運営や取締役及び執行役員の職務執行の適法性・妥当性・効率性について、監査を行っています。監査の方法、経過及び結果については、定期的に取り締役に報告を行っています。また、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携することとしています。さらに、監査等委員会及び非業務執行取締役の職務を補助するため、業務執行から独立したスタッフを配置した「取締役会室」を設置し、監査等委員会及び取締役会による執行部門に対する監査・監督機能の強化を図っています。

- リ ス ク 管 理 委 員 会 リスク・アベタイトに基づき、統合的リスク管理に関する重要事項について審議・決定します。
- A L M 委 員 会 資金運用・調達に関する基本戦略の策定、承認に関する事項について審議・決定します。
- 新 規 商 品 等 検 討 委 員 会 新規商品の提供又は新規事業の開始に内在するリスクを分析・評価し、経営会議が当該新規商品の提供又は新規事業の開始を判断するに際し、必要な情報を提供します。
- 運 用 委 員 会 受託財産の裁量権のある運用業務における各種運用方針のほか、運用商品のラインナップに組み入れる運用商品及び運用会社の採用の可否等、並びに個別の運用モデル等について審議・決定するとともに、運用商品等のパフォーマンス及びリスク管理状況についての情報共有を図ります。
- 運 用 リ ス ク 管 理 委 員 会 受託財産の裁量権のある運用の適切性を確保するために、受託財産にかかるパフォーマンス、リスク管理状況及び顧客対応状況等を定期的に確認し、必要に応じ、運用委員会等に対して改善の勧告・指示を行うほか関連事項の周知徹底を図ります。
- 指定運用信託貸付取引検討委員会 対象となる契約の締結及びその後の信託財産の運用・管理が、顧客保護、利益相反管理、銀信分離、法人関係情報管理の観点から適切に行われるよう、審議・決定を行います。
- コンプライアンス委員会 法令諸規則の遵守等、当社のコンプライアンスに関する事項について審議・決定します。
- 業務改善・業務品質向上委員会 実効性の高い内部管理態勢の構築並びに日常事務を中心とした業務の品質向上の一環として、部内検査による取り組みを中心とした、事務の全般の改善・向上に向けた施策を実施します。
- 危機管理委員会 当社の危機管理対策を審議・決定します。
- オペレーショナル・リスク委員会 オペレーショナル・リスク管理を適切かつ円滑に遂行するため、オペレーショナル・リスクに関する事項の審議・調整等を行います。
- CS向上・顧客保護等委員会 顧客の正当な利益の保護や利便性及び顧客満足度の向上の観点から、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理、利益相反管理、CS向上について、継続的な取り組みを行っています。
- サステナビリティ委員会 当社におけるサステナビリティ推進体制整備及び継続的な取り組みのサポート、並びに経営会議へのサステナビリティ推進に関する報告を実施します。
- 特 定 取 引 審 査 会 外部有識者を含む野村グループ出身者以外の委員により構成され、当社の業務運営に係る重要な経営判断に際し、銀行経営の独立性が確保されていることを検証し、審議対象案件の決裁権者に答申を行います。

■ 内部監査体制

当社では、各業務部門から独立したインターナル・オーディット部が、業務執行・リスク管理体制における内部統制の有効性及び妥当性を検証し、改善に向けた提言等を行っています。

インターナル・オーディット部では、内部監査人協会が定める内部監査の実施に関する基準等を踏まえ、「野村グループ・インターナル・オーディット規程」及び当社の「インターナル・オーディット規程」に従い、リスクの種類・程度を把握した上で、深度・頻度に配慮したインターナル・オーディット計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しています。

監査結果については、遅滞なく当社経営陣及び監査等委員会に報告しています。また発見された課題については、対応状況に関するフォローアップを行い、内部管理態勢の一層の充実に努めています。

内部管理態勢—法令等遵守

■ 法令等遵守の運営体制

当社は、金融機関としての社会的責任及び公共的使命の重みを常に認識し、法令諸規則のみならず広く社会的規範を厳格に遵守することで、質の高い金融サービスをお客様に提供していきたいと考えています。

当社では、法令等遵守を経営における最重要課題の一つとして位置付けており、取締役会にて「法令等遵守方針」を策定し、法令等遵守の基本姿勢を決定しています。

さらに、本方針に基づき、経営会議にて「コンプライアンス規程」を策定し、法令等遵守の実践に係る具体的な行動への取り組みを定めています。

法令等遵守方針

当社は、野村グループの一員として、野村グループ行動規範に則り、法令等遵守を旨とする企業風土の醸成と企業倫理の構築に努め、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

1. 法令等遵守の基本姿勢

当社は、金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実現に向けた積極的な取り組みを行うものとする。

2. 法令等遵守に対する個々人の取り組み

当社の役員及び社員は、業務上必要な法令諸規則のみならず広く社会的規範について、不断に知識の修得に努め、より高度な企業倫理に根ざした行動に取り組むものとする。

3. 社会的信頼の確立

当社は、ステークホルダーに対する説明責任を通じて、法令等遵守を旨とする誠実かつ公正な企業活動を実践することを示し、社会の一員としての信頼を確立するものとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長、経営会議にて任命されたコンプライアンス・オフィサーを副委員長、執行役員及び部室長を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する事項について審議・決定する体制としています。審議内容は、委員長によって定期的に取締役会、経営会議及び監査等委員である取締役へ報告されます。当社は、毎年度コンプライアンスの実践計画として目標及び諸施策を掲げた「コンプライアンス・プログラム」を作成することとしており、コンプライアンス委員会で審議・検討後、経営会議で承認しています。「コンプライアンス・プログラム」に規定された諸施策の進捗・達成状況については、コンプライアンス委員会において定期的に報告されるとともに、委員長から監査等委員である取締役に報告しています。

当社の法令等遵守に係る管理・統括は、コンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス統括部とが連携して実施しており、各部室に、コンプライアンス活動の推進を担当する業務管理者を置いています。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス会議を主催し、各部室の定めたコンプライアンス実践計画の進捗・達成状況を確認し、業務管理者とコンプライアンス上の課題について討議しています。

業務管理者は、社員全員に対するコンプライアンス精神及び社会常識を踏まえた業務への取り組みを徹底するとともに、担当部室のコンプライアンス活動を把握しコンプライアンス・オフィサーにコンプライアンス会議等を通じて定期的に報告を行っています。

コンプライアンス統括部は、月次のコンプライアンス研修、「野村グループ行動規範」の浸透にかかるさまざまな取り組みを行い、コンダクトを含むコンプライアンス・リスク管理レベルの向上に努めています。当社就業者は、当社の内部通報制度のほか、野村グループのホットライン相談窓口も利用可能としており、健全で風通しの良い企業文化を醸成するための活動を継続しています。

■ 反社会的勢力への対応について

野村グループでは、「野村グループ行動規範」に基づき、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ための高いレベルの管理体制を構築しています。

当社は、この方針に則り、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力との一切の取引を遮断するための取り組みを推進しています。

■ マネー・ロンダリング、テロ資金供与、及び拡散金融対応・経済制裁措置対応について

当社では、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に関し、犯罪収益の流入、テロリストへの資金供与、大量破壊兵器等の開発・保有・輸出等に繋がる拡散金融を防ぐために高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。

また、日本の『外国為替及び外国貿易法』に基づく規制や資産凍結等の措置に加えて、日本への域外規制があり得るUS（米国）、EU（欧州連合）、UK（英国）、UN（国連）による経済制裁措置を遵守していくこと（経済制裁対応）についても基本方針としています。

さらに、これらAML/CFT及び経済制裁対応（以下「AML/CFT等」といいます。）について、経営上の重要な課題として位置づけたうえで、AML/CFT等に係る方針として、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」などの規程及び事務総則を制定し、当社が構築すべきAML/CFT等管理態勢について定めています。

当社では、業務に係る国内外の法令諸規則を遵守し、金融活動作業部会（FATF）が定める勧告など国際的な規制動向にも注視しながら、AML/CFT等管理態勢の強化を図っています。当社のAML/CFT等に係る最高責任者であり、AML/CFT等管理態勢を整備し、その実効性を維持する責任者としてAML/CFT統括責任者を選任しています。また、効果的なAML/CFT等管理態勢を構築・維持するため、AML/CFT統括責任者を補佐するコンプライアンス統括部マネー・ロンダリング対策室を設置しています。

AML/CFT等の防止に向けた具体的な対策

当社ではリスクベースアプローチにもとづき、以下のようなAML/CFT等対応に向けたさまざまな対策を講じています。

顧客管理(カスタマー・デュー・デリジェンス)

口座開設時のデュー・デリジェンスや継続的な顧客情報の更新など

取引モニタリング

異常な取引をモニタリングするシステムの導入

方針・手続き・計画等の策定・実施・検証・見直し

AML/CFT等の浸透状況の検証・確認及び管理態勢等の再検討・改善

3つの防衛線

第一線（営業部室等）によるリスク低減措置の実施、第二線（管理部室）によるチェック牽制機能、第三線（インターナル・オーディット部）による独立した立場からの検証

このほか、AML/CFT等に関する研修・周知を定期的に行っており、社内の意識醸成を図っています。研修については全社員向けのほか、部室別、テーマ別などさまざまな種類の研修を実施しています。

内部管理態勢ーリスク管理

■ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性及び適切性を確保するために、リスク管理の整備・強化を経営目標の重要な柱として位置付けています。当社では、パーゼルⅢに沿った開示を行うとともに、統合的リスク管理態勢を整備することで、当社が抱える各種リスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照し、リスクに見合った収益の確保を図るために適正な経営資源の配分を行っています。

■ リスク・アペタイト

当社は、取締役会及び経営会議において、取るべきリスクやリスク管理について議論し、定性的及び定量的なリスク・アペタイトを定め、それに基づき業務戦略を策定しています。リスクアペタイトの遵守状況は日々モニターされ、経営陣に報告されています。また、当社は、野村グループの基本観である「すべてはお客様のために」を共有し、お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）実現を常に意識するとともに、実践しています。

■ トップリスク管理

当社の業務運営上、影響度が大きいと認識される主なリスクには

- ・大口与信先の信用悪化
- ・金融市場の混乱等による保有資産・担保の急激な価値下落
- ・資金調達の不安定化
- ・堅確な事務遂行を阻害する事態の発生
- ・サイバー攻撃やシステム障害の発生
- ・マネー・ローンダリング等の金融犯罪
- ・法務・コンプライアンスに係る不芳事態の発生
- ・深刻な感染症の流行
- ・大地震等大規模災害の発生
- ・突発的な地政学的リスクの発生

等があります。

これらリスクに対して経営会議、リスク管理委員会等で議論し適切なリスク管理を行っています。

■ 統合的リスク管理

当社は、リスク管理の基本的な方針として、取締役会にて「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク全般に関する適切な管理態勢の整備・確立を図っています。本方針に基づき、経営会議で「統合的リスク管理規程」を定め、各種リスクの定義・分類を明確化するとともに、各種リスク管理手法を決定し、実効性を確保しています。

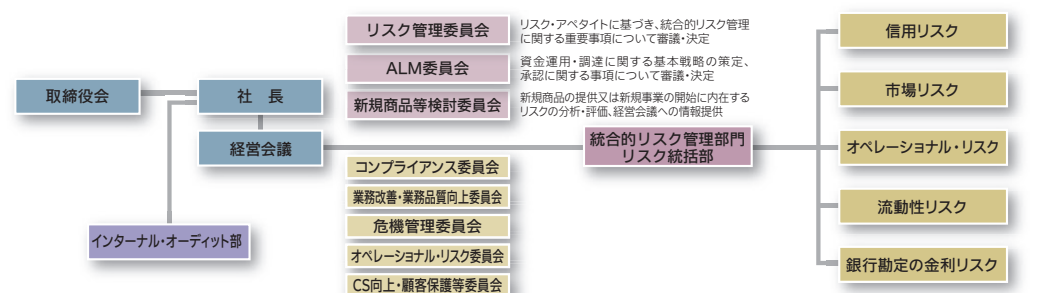
各種リスクを管理する部門としては、業務推進部門から独立したリスク統括部を統合的リスク管理部門とし、統合的リスク管理部門管理者の指示と承認の下に日常の統合的リスク管理業務を行っています。統合的リスク管理部門は、定期的に経営会議、リスク管理委員会及び監査等委員にリスク管理状況の報告を行い、さらにインターナル・オーディット部がリスク管理の適切性・妥当性・効率性について監査する体制となっています。

当社の定義するリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスクとなっています。

■ リスク管理の分類

統合的 リスク 統括部 管理部門	リスクの分類		主担当部署
	信用リスク		リスク統括部
	市場リスク	金利リスク	リスク統括部
		為替リスク	
		価格変動リスク	
	オペレーショナル・ リスク	人材リスク	人事部
		IT 及び情報セキュリティに関わるリスク	IT戦略部
		業務継続に関わるリスク	総合企画部
		取引処理上のリスク	リスク統括部
		財務報告及び税務上のリスク	主計部
		不正リスク	コンプライアンス統括部
		ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスク	リスク統括部
		サードパーティに関わるリスク	リスク統括部
		コンプライアンス・リスク	コンプライアンス統括部
		法的リスク	コンプライアンス統括部
	流動性リスク	資金繰りリスク	リスク統括部
		市場流動性リスク	
	銀行勘定の金利リスク		リスク統括部

■ リスク管理体制



■ ストレステスト

当社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたシナリオ等を用いてストレステストを行い、財務体質の健全性及びリスクを統合的に評価し、リスク管理委員会等に報告しています。また信用リスク・市場リスク・流動性リスクについては、各リスクに応じた個別のシナリオを用いてストレステストを行い、フォワードルッキングなリスク管理体制の充実を図っています。

■ 信用リスク

信用リスクについては、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む、以下同じ）価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクと定義しています。また、特定先もしくは特定先との密接な財務上の連携がある特定グループ等に、当社の自己資本又は経営体力に対比して信用供与が集中することにより、当該信用供与先の財務状況の悪化等の連鎖によって資産の価値が大幅に減少ないし消失し、大きな損失を被るリスクを信用集中リスクとしています。当社では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散やポートフォリオ管理の考え方を用いて信用リスクをコントロールするための手続き及び基準を定めています。信用リスク管理は、リスク統括部が統括し、定期的にリスク管理委員会に管理状況を報告しています。

信用格付制度

信用格付は、信用供与先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しています。

案件審査

案件審査は、個別案件ごとに審査部が実施し、信用格付をベースに金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、的確かつ厳正な与信判断を行っています。

エクスポージャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しています。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式にて管理しています。これらをベースに、信用リスク量の計測やモニタリングを行っています。

自己査定について

与信にかかわる資産の自己査定は、「資産査定規程」に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに厳正な債権の分類による自己査定を実施し、信用格付ごとの累積デフォルト率等を用いて適正な償却・引当を実施しています。

■ 市場リスク

市場リスクについては、金利、為替、有価証券等の価格など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクと定義しており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクから構成されています。

市場リスクを適切にコントロールするため、リスク管理委員会において、市場リスク管理の基本的考え方を明確にし、それに応じて、リスクアペタイト、具体的には、ポジション限度、VaR リミット、BPV リミット、ロスカットルール等を定めています。市場リスク管理についてはリスク統括部が統括し、日次のポジション・損益及び限度額等の遵守状況等をリスク管理委員会に報告しています。

外国為替取引

市場リスクは極力とらない方針の下、運営しております。ポジション限度、VaR リミットについては必要最低限の枠としています。

資金取引

銀行取引全般についても日次でポジション、VaR の計測、BPV の計測、損益の把握を行っています。

内部管理態勢ーリスク管理

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクについては、当社の業務の過程、役員若しくは社員の活動またはシステムが不適切であること若しくは機能しないこと、外生的な事象により損失を被るリスクと定義しています。オペレーショナル・リスク管理統括部門であるリスク統括部が中心となり、管理対象とするリスクカテゴリーを定め、リスク及びコントロールの自己評価プログラム（RCSA）活動、損失データの収集分析等を通してオペレーショナル・リスク管理を行っています。

人材リスク

人材リスクについては、労働安全衛生上の法令諸規則または雇用慣習や雇用契約に反する行為により、財務的損失や役員または社員への悪影響若しくは評判の悪化を被るリスクと定義し、人事部が中心となり、社員の雇用形態等に応じた適切な人事管理及び人事運営を行うことを基本とし、教育・研修や職場指導等の管理を行っています。

IT 及び情報セキュリティに関わるリスク

IT 及び情報セキュリティに関わるリスクについては、不適切または不完全な IT や情報セキュリティ・プロセス及びシステムから生じる、財務的損失、規制や顧客への影響、若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。システムに関する管理統括責任部署を IT 戦略部とし、システム障害やサイバー攻撃等から発生するリスクは、当社のみならず市場全体に影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、運用体制を整備するとともに緊急時の対策等を定めています。また、情報セキュリティ統括部室をコンプライアンス統括部及び IT 戦略部とし、情報資産の適切な管理、情報資産の重要度に応じた対策の実施、情報資産へのアクセス権の制限、役員及び社員への定期的な研修等を行うことで、リスクの軽減に努めています。

業務継続に関わるリスク

業務継続に関わるリスクについては、サイバー攻撃や障害発生時に正常な業務運営を維持できなくなることや、自然災害等によって有形資産が損傷を受けることにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義し、総合企画部が中心となり、当社が所有する有形資産の現状を把握し、自然災害や不法行為等による損害の発生に備えた管理を行っています。

取引処理上のリスク

取引処理上のリスクについては、取引処理上のエラーにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、役員及び社員が、すべての業務にオペレーショナル・リスクが存在していることを理解し、オペレーショナル・リスクを軽減することの重要性を認識して適切な方策を講じています。具体的には、業務企画部とリスク統括部で協業し、業務手順の継続的な整備・改善、システム強化を図るとともに、各部において事務処理が適切に行われるよう事務指導や研修を行っています。

財務報告及び税務上のリスク

財務報告及び税務上のリスクについては、(i) 対外的な財務報告、当局報告、または社内の財務管理報告における重要な虚偽記載または不作為、若しくは (ii) 税務申告または納税の重大な誤りにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、主計部が中心となり、会計基準、会社法、税法を含む関連諸法令等を遵守し、財務報告等の適正性を確保するための態勢の構築に努め、また会計監査人や税理士法人等の専門家と連携することで、リスクを低減するための適切な管理・対応を行っております。

不正リスク

不正リスクについては、役員または社員や外部の第三者による意図的な搾取、財産の横領または未承認の行動等により財務的損失や評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、社内規程等の整備、各種研修の受講による関連知識や意識の向上、システムの統制、検査部門によるモニタリングや内部監査部門による監査等により、不正リスクが具体化しないよう必要な管理体制を構築し、取組みを継続しています。

ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスク

ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスクについては、会社の安定性と健全性を促進するためのリスク管理体制が不十分であったり、健全性に関する規制要件が遵守されていなかったりすることにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、リスク統括部をブルデンシャルリスクの統括的な管理責任部署とし、各種リスク管理プロセスの整備・運用、リスク・インシデントの検知・対応、及びリスク管理レポートの作成を実施し、リスクの評価・分析を行い、必要に応じて経営陣への報告及び改善提案を行います。明確に定義されたブルデンシャルリスクを一元管理することにより、企業全体のリスク管理能力を強化し、法令遵守及び健全経営の基盤を維持します。特にリスク・リミット管理や規制報告の正確性確保、資本・流動性計算の信頼性向上は、リスク管理の中核的課題として体系的に取り組まれています。

サードパーティに関わるリスク

サードパーティに関わるリスクについては、重要な業務を委託し、また第三者が提供するサービスに依存する中で、外部委託先等（サードパーティ）を適切に管理するフレームワークの不備により、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、業務の外部委託の可否の決定や委託先の選定に係る基準を定めるとともに、委託先の業務遂行状況について定期的にモニタリングを行うなど、委託先を適切に管理する体制を整備しています。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクについては、野村グループの金融サービス活動に適用される法令、規制、規則、あるいは関連する自主規制、及び行動規範（総称して「金融サービス関連の法律、規則、基準」）に違反したことによる、財務的損失若しくは評判の悪化のリスク、及び金融市場の公正性・公平性を阻害し、顧客保護を損なう不適切な行動によるリスクと定義しています。当社では、金融サービス関連の法律、規則、基準を遵守できるよう管理体制を構築し、各種会議や研修等の様々な機会を活用してコンプライアンス意識の醸成に努め、野村グループ行動規範に沿った高い倫理観に基づいて事業活動を推進することでコンプライアンス・リスクを低減するよう取り組んでいます。

法的リスク

法的リスクについては、(i) 契約上の義務違反若しくは第三者の権利に対する侵害、(ii) 法的権利の有効性や執行力が認められない不明確若しくは不十分な契約条項、(iii) 法令諸規則への違反、または (iv) 訴訟若しくは紛争の不適切な管理により、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、法的リスクの管理を行うコンプライアンス統括部を設置し、リーガル・チェックによる新規商品、各種契約に関する検証や、法令の制定・改廃等の情報の社内連携、訴訟等案件の一元管理を行い、法的リスクの把握・対応等を実施しています。

■ 流動性リスク

流動性リスクについては、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）と定義しています。

当社では、流動性リスク管理体制の強化、管理手法の高度化に努めるとともに、流動性に十分に配慮した業務運営を行っています。円貨・外貨の資金繰りに加え、短期間の資金流動性ポジションを管理する、流動性カバレッジ比率（LCR）、及び、より長期の資金調達リスクを管理する安定調達比率（NSFR）については日次でモニターされ、また、リスク管理委員会及び ALM 委員会に報告され、管理方針等について決定しています。

さらに、資金流動性等に応じ、資金繰り逼迫モードを設定し、モードごとに管理基準を設け、それに応じた資金ポジションの管理を行っています。

■ 銀行勘定の金利リスク

金利リスクについては、金利変動に伴い、銀行勘定の資産価値が変動し損失を被るリスク、及び将来受け取る金利収益が減少するリスク、と定義しています。

銀行勘定の金利リスクについては、監督指針の定める計測手法に従い、日次で計測、モニターしています。市場リスクと併せて、銀行勘定の金利リスクも、リスク管理委員会等に報告され、適切に管理方針を決定しています。

内部管理態勢－リスク管理

■ ビジネス・コンティニュイティ

当社は企業経営に重大な影響を及ぼす様々な被災に的確に対処することが、企業の持続的な発展に必要な不可欠であると考えています。

当社の使命は「お客様からお預かりしている財産をしっかりと守ること」であり、お客様にとって、安心し、信頼いただける信託銀行であり続けることを考えています。

そのため、「日常業務の継続のためのビジネス・コンティニュイティ・プランの策定と必要データ（マーケット情報、取引・約定、資金と有価証券の決済、社会経済情報等）の確保」をコンセプトとして、不測の事態に備えて以下の取り組みを行っています。

組織体制

当社では、自然災害・サイバーテロ・重大事故・感染症など各種の緊急事態への対策に関して検討を行い、経営会議に意見申及び報告を行うことを目的とする危機管理委員会を設置しています。

危機管理委員会は、被災その他の事由によるオフィス又はシステムの使用不能時の対策を検討するとともに、緊急時には対策本部の中心的な役割を担うこととなっています。

ビジネス・コンティニュイティ・プランの策定

自然災害やサイバーテロ等発生時の対応を円滑に行うための計画書としてコンティンジェンシー・プランを策定しています。

災害等に対する基本方針、被災の定義、被災シナリオのほか、緊急事態への準備として、緊急時の対応組織、人員と資産の安全確保、通信手段の確保等を取りまとめています。

また、各業務部署では、緊急時の業務継続方法について、優先順位の決定と代替業務手段を定めるとともに、チェックリストを作成し、業務再開訓練でその実効性を検証しています。

インフラ面の整備

ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づき、以下のような施策を行うことで、設備の充実を図っています。

ビジネス・コンティニュイティ・サイト(BCS)の構築

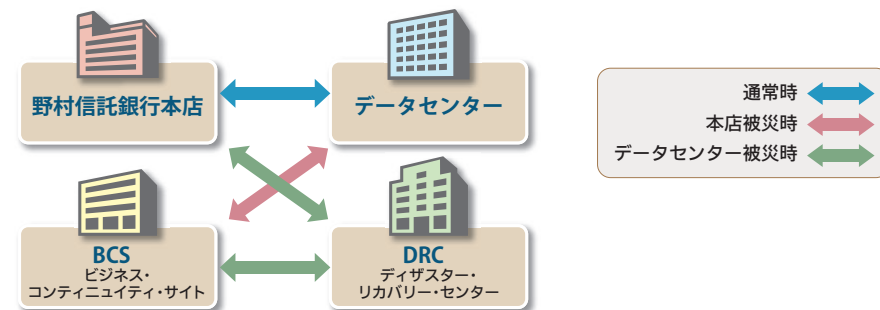
野村信託銀行本店において業務が継続できない場合、主要業務を持続させるために必要なオフィスとして、BCS を構築し、稼働させています。

設置場所については、地盤が強固なこと、本店からの距離、生活都市圏であることなどの諸条件を勘案して決定しました。

ディザスター・リカバリー・センター(DRC)の構築

通常使用しているデータセンター内のサーバ類は二重化されており、個々のサーバに障害が発生した場合は、データセンター内で迅速に切り替えが行われる体制となっています。

さらに、大規模災害等によってデータセンターが被災した場合に備えて、システムデータをバックアップする目的でデータセンターとは十分離れた場所に DRC を設置しています。



ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づく業務再開訓練

被災時間、被災場所、被災範囲の観点から組み合わせた被災シナリオに対応して、定期的に BCS への避難及び業務再開訓練を行っています。また、DRC への切替訓練についても年 1 回以上行っています。

内部管理態勢－顧客保護等管理

■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理方針」を制定し、お客様の正当な利益の保護及び利便性の向上を目的とした顧客保護等管理態勢の整備、強化を図っており、「顧客説明管理」、「顧客サポート等管理」、「顧客情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」について、顧客保護に関する内部手続きの実効性確保に努めています。

また、CS向上・顧客保護等委員会を組織して、各管理およびCS向上について継続的な取り組みを行うとともに、経営会議等に対して定期的又は必要に応じて随時、状況報告を行います。経営会議等は、当該報告に基づき当社における顧客保護等管理態勢の有効性を検証し、適宜、見直しを行います。

■ 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しています。「利益相反管理方針」においては、管理の対象となる利益相反取引を特定及び類型化するとともに、利益相反管理体制等につき規定しています。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 勧誘方針

当社では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」等に基づき、「勧誘方針」を制定し、この方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

「勧誘方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 個人情報保護方針

当社では、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「個人情報保護方針」を制定し、この方針に則り、個人情報の漏えい等の防止や個人情報の安全管理のための必要な措置を実施し、適切な個人情報管理を行っています。

「個人情報保護方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を制定し、この方針に則り、個人番号を含む特定個人情報等の漏えい等の防止や安全管理のための必要な措置を実施し、適切な特定個人情報等管理を行っています。

「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 最良執行方針

当社では、金融商品取引法第33条の2に規定される登録金融機関業務として、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券について、ご注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合は、「最良執行方針」に則り、執行を取り次ぐことに努めています。

「最良執行方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ お客様本位の業務運営を実現するための方針

当社では、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を策定し、野村グループの信託銀行として、銀行、信託、証券の文化が融合して生まれるダイナミズムをベースに、「すべてはお客様のために」という基本理念に基づき、お客様に真にご満足いただけるサービスの提供を追求しています。

「お客様本位の業務運営を実現するための方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

(以下余白)

(1) 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当社の役員及び社員は、当社の営む業務の公共性及び社会的責任を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮するため、中小企業のお客様からの新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みに対して、お客様の経営実態等を踏まえて審査し、その対応についてお客様に適切かつ十分に説明するとともに、必要に応じて適切に経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みへの支援を行う方針です。

また、経営者保証についても、これに依存しない融資の一層の促進を図ります。当社が経営者保証を徴する場合には、全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務める研究会が策定した「経営者保証に関するガイドライン」に沿い、経営者保証を要しない3つの要件（①法人・経営者の関係が区分・分離されている、②財務基盤が強固、③適時適切な情報開示をしている）のうち、どの部分が十分ではないために保証が必要なのか、どのような改善を図れば保証の解除・変更の可能性が高まるかにつき、お客様にご説明します。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

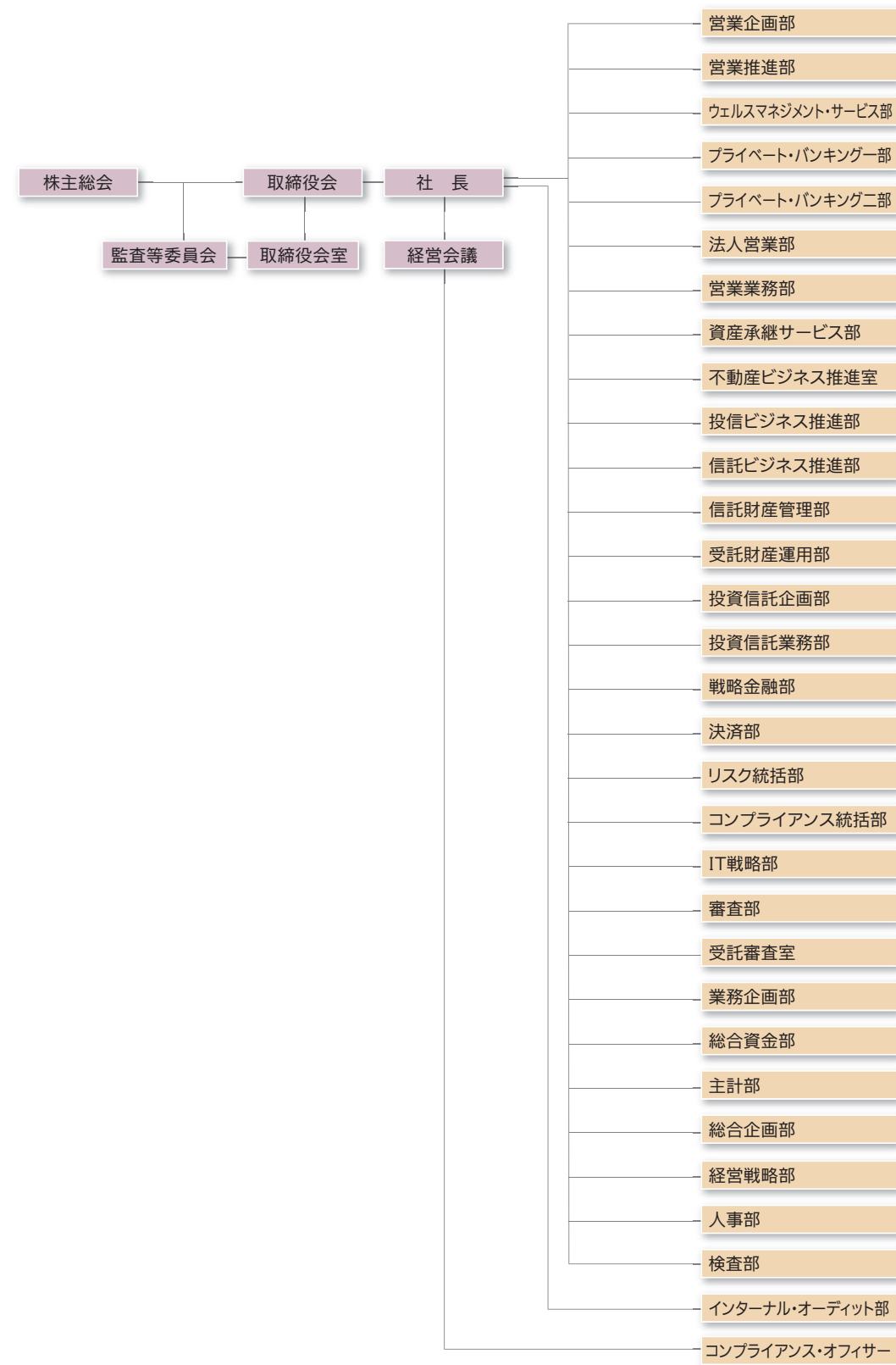
当社における金融円滑化管理態勢を統括するものとして、金融円滑化管理責任者をおき、中小企業のお客様の経営支援については営業推進部門及び与信審査部門と連携し、経営相談、経営指導を行うとともに、経営再建計画の策定に向けた対応を行う態勢としています。また、中小企業のお客様の経営支援に関する業務運営に際しては、税理士・弁護士・公認会計士等の外部専門家や外部機関等と、守秘義務に留意しつつ、適切な連携を行います。

(3) 中小企業の経営支援及び地域の活性化に関する取り組み状況

お客様からの相談等に応じ、真摯かつ誠実に対応し、専門的な知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークなどを活用し、お客様のライフステージや事業の持続可能性の程度等を適切かつ慎重に見極めた上で最適なソリューションを提供することにより、地域の活性化に貢献するよう努めます。

組織図

■ 組織機構図(2026年7月1日時点)



役員・従業員の状況等

■ 役員（2026年7月1日時点）

取締役		執行役員	
取締役会長	岡田 伸一	社長	杉山 剛
代表取締役	杉山 剛	副社長	山田 正之
取締役	薄井 雅行	常務	室町 博之
取締役	水野 晋一	執行役員	角本 理
取締役	林 隆博	執行役員	水谷 督
取締役	岸田 吉史	執行役員	野々村 慎一
		執行役員	中関 淳
		執行役員	村田 直也
		執行役員	酒井 克臣
		執行役員	杉崎 憲之
		執行役員	小西 一郎
		執行役員	今西 勝也

■ 従業員の状況

	2022 年 3 月末	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
従業員数	505	536	579	600	615
平均年齢	44歳0ヶ月	44歳0ヶ月	44歳9ヶ月	45歳2ヶ月	45歳2ヶ月
平均勤続年数	8年2ヶ月	8年2ヶ月	7年11ヶ月	8年3ヶ月	7年4月
平均給与月額	588千円	571千円	581千円	585千円	593千円

■ 格付情報 (2026 年 7 月 1 日時点)

S&P		JCR		R&I	
長期格付	短期格付	長期格付	短期格付	長期格付	短期格付
A－	A－2	AA－	J－1＋	AA－	a－1＋

■ 当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772

一般社団法人 信託協会
連絡先 信託相談所
電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

業務の内容

信託業務

- 特定金銭信託・特定金外信託
主として有価証券への運用を目的として、委託者の指図どおりに運用・管理を行う信託です。
- 単独運用指定金銭信託（指定単）、単独運用指定金外信託（ファンドトラスト）
委託者が指定した運用財産の種類・運用方法等の範囲内で、受託者の裁量によって運用・管理を行う信託です。
- 合同運用指定金銭信託
同一の契約、約款に基づき信託財産を他の信託財産と合同して運用・管理する金銭信託です。
- 包括信託
有価証券と金銭等の複数の財産を一つの信託により引き受ける信託です。
- 投資信託
委託者（投資信託委託会社）の指図に基づいて信託財産を有価証券・不動産等に運用し、受益権を分割して複数の者に取得させる目的の信託です。
投資信託委託会社の指図に従って、有価証券の受渡決済、権利処理、保管等の業務及び各ファンドの純資産額・基準価額等の照合を行っております。
- 有価証券の信託
信託設定の際の信託財産が有価証券である信託です。
有価証券の信託の種類としては、委託者の目的により、
（1）有価証券の管理自体を目的とする有価証券管理信託、（2）運用を目的とする有価証券運用信託、（3）有価証券の処分を目的とする有価証券処分信託の3種類があります。

相続関連業務

- 遺言信託業務
遺言者が作成した公正証書遺言の保管、相続発生後における相続人の確定及び財産目録作成、遺言の執行（名義変更・換価処分等）などを行います。
- 遺産整理業務
相続人の確定から財産目録作成、遺産分割協議書の作成サポート、遺産整理（名義変更・換価処分等）まで、全相続人の委託を受けて遺産整理事務を行います。

銀行業務

- 預金業務
普通預金、当座預金、定期預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。
- 貸付業務
証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 内国為替業務
送金、振込等を取扱っております。
- 外国為替業務
外国送金、その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

証券その他業務

- 投信窓販業務、口座管理機関業務
投信窓販業務：ファンド・オブ・ファンズに組み入れられた私募投信、ならびに金融機関や年金向けに設定された私募投資を中心に販売しております。

口座管理機関業務：地銀・第二地銀のお客様をはじめ地域金融機関の投信窓販のサポーターとして、振替投信の口座管理を行っております。
- 社債等管理業務、財務代理人業務
社債等管理業務：社債の発行に際して投資家保護の観点から、会社法上設置を義務付けられている社債管理人の業務を行っております。

財務代理人業務：社債管理人を設置しない債券の発行・期中・償還事務（元利金の支払い事務等）を発行会社の代理人として行っております。
- 投資助言・代理業、投資運用業
信託契約あるいは投資一任契約を通じて資産運用サービスを提供しております。

遺言代用信託(ラップ信託)の営業に係る信託契約代理店一覧(2026年7月1日時点)

[代理店名称]	[営業開始年月]
野村證券株式会社	2018年1月
株式会社 山陰合同銀行	2020年9月
株式会社 阿波銀行	2021年4月
株式会社 大分銀行	2023年3月
株式会社 福井銀行	2023年5月
株式会社 東邦銀行	2025年1月

当社のあゆみ

沿革

1993年	8月	「野村信託銀行株式会社」設立（資本金：300億円）＜8月24日＞
	10月	開業、役職員数71名でスタート＜10月1日＞
1994年	6月	社債等登録機関に指定
1995年	9月	日本国内初の財務代理人に就任
	11月	全国銀行内国為替制度への加入
1997年	10月	特定金銭信託業務、指定金銭信託業務の認可取得
1999年	11月	年金信託業務、合同運用指定金銭信託業務の認可取得
2001年	10月	野村証券グループ（現「野村グループ」）が持株会社体制に移行
2002年	1月	確定拠出年金における資産管理機関業務を受託
2004年	7月	本店を東京都中央区日本橋から東京都千代田区大手町へ移転
2005年	3月	野村證券を信託契約代理店として業務取扱開始
	6月	担保権、知的財産権の信託等の取扱、遺言の執行・遺産整理業務等の認可取得
2006年	7月	投資一任契約に係る業務の認可取得
	9月	野村證券を銀行代理店として業務取扱開始
		野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のサービス開始
2007年	4月	投資信託受託残高が10兆円を突破
	8月	「E-Ship」（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）の取扱開始
2008年	7月	野村 Web プラスローン（現「野村 Web ローン」）を野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）にてサービス開始
2009年	10月	日興シティ信託銀行（2010年3月NCT信託銀行へ商号変更）を子会社化
2010年	7月	野村信託銀行とNCT信託銀行が合併（存続会社：野村信託銀行株式会社）
2012年	10月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のシステムを全面刷新
2015年	4月	野村證券を代理店として相続関連サービスの取扱開始
2016年	4月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）と野村證券が提供する「野村ネット&コール」との接続を開始
2018年	1月	野村證券を代理店として「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
2019年	4月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年	8月	投資信託受託残高が20兆円を突破
2021年	11月	投資信託受託残高が30兆円を突破
2022年	12月	「野村信託銀行 サステナビリティ方針」の制定
2023年	10月	開業30周年
2024年	4月	公募投資信託として日本初となる、「受託者一者計算」スキームを採用したファンドを受託
2025年	1月	投資信託受託残高が40兆円を突破
	4月	野村グループが野村信託銀行とノムラ・バンク・ルクセンブルクを中核とした「バンキング部門」を新設
	5月	勘定系システムを更改
2026年	4月	野村證券と野村信託銀行が証券・銀行自動振替（あんしんスイープ）サービスを開始

銀行代理業を営む営業所一覧

■ 野村信託銀行を所属銀行とする銀行代理業者
野村證券株式会社

■ 銀行代理業者（野村證券）が銀行代理業務を営む営業所一覧（2026 年 7 月 1 日時点）

本 店	調布支店	甲府支店	姫路支店
大阪支店	八王子支店	中部	奈良支店
名古屋支店	町田支店	長野支店	和歌山支店
	関東	松本支店	プライベートバンキング京都オフィス
北海道	浦和支店	岐阜支店	中国
旭川支店	川口支店	静岡支店	鳥取島根法人部
釧路支店	川越支店	沼津支店	岡山支店
札幌支店	熊谷支店	浜松支店	広島支店
とかち帯広営業所	越谷支店	岡崎支店	福山支店
函館支店	さいたま支店	豊田支店	下関支店
東北	所沢支店	豊橋支店	徳山支店
青森支店	柏支店	津支店	四国
八戸支店	千葉支店	四日市支店	徳島法人部
盛岡支店	船橋支店	北陸	高松支店
仙台支店	松戸支店	新潟支店	松山支店
秋田支店	厚木支店	富山支店	高知支店
山形支店	小田原支店	金沢支店	九州・沖縄
福島法人部	川崎支店	福井法人部	北九州支店
東京都内	たまプラーザ支店	近畿	久留米支店
品川支店	戸塚支店	大津支店	福岡支店
新宿営業部	平塚支店	京都支店	西日本法人営業部
自由が丘支店	藤沢支店	梅田営業部	佐賀支店
大森支店	横須賀支店	堺支店	佐世保支店
渋谷支店	横浜支店	高槻支店	長崎支店
荻窪支店	つくば支店	天王寺支店	熊本支店
池袋支店	水戸支店	なんば営業部	宮崎支店
小岩支店	宇都宮支店	枚方支店	鹿児島支店
吉祥寺支店	太田支店	神戸支店	那覇支店
立川支店	高崎支店	西宮支店	

財務データ

Contents	
財務諸表	36
主要な業務の状況を示す指標	58
内国為替・外国為替に関する指標	61
預金に関する指標	62
貸出金等に関する指標	65
有価証券等に関する指標	69
有価証券等の時価情報	72
デリバティブ取引情報	74
信託業務に関する指標	76
経営諸比率の状況	80
役員報酬	82
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）	84
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）	86
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）	92

財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性について

2026年6月25日
野村信託銀行株式会社
代表取締役社長
杉山 剛

野村信託銀行株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2026年ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて、下記事項を確認いたします。

記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（財務諸表）は、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、インターナル・オーディット部による報告を含め、財務諸表の適正な開示が合理的に保証される内部統制及び手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

以上

本誌に掲載する財務資料のうち、会社法第 435 条第 2 項に定められた計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）については、会社法第 436 条第 2 項 1 号の規程に基づき、当社の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けており、同監査法人より適正意見が表明されております。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
資 産 の 部		
現金預け金	542,921	744,921
預け金	542,921	744,921
有価証券	310,655	423,075
国債	79,760	147,134
地方債	117,482	187,450
社債	24,262	32,521
その他の証券	89,150	55,969
貸出金	1,044,434	1,177,189
証書貸付	104,173	96,679
当座貸越	940,260	1,080,510
外国為替	3,091	3,544
外国他店預け	3,091	3,544
その他資産	135,373	204,521
前払費用	240	228
未収収益	6,844	8,991
金融派生商品	73,402	108,755
金融商品等差入担保金	51,984	83,427
その他の資産	2,901	3,118
有形固定資産	341	456
建物	73	235
その他の有形固定資産	268	221
無形固定資産	18,800	21,641
ソフトウェア	3,720	20,483
ソフトウェア仮勘定	15,079	1,157
その他の無形固定資産	1	1
繰延税金資産	20,691	32,416
貸倒引当金	△ 891	△ 343
資産の部合計	2,075,418	2,607,424

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
負 債 の 部		
預金	1,357,338	1,334,475
当座預金	14,794	17,717
普通預金	354,140	303,891
定期預金	871,955	925,307
その他の預金	116,447	87,558
譲渡性預金	269,251	357,718
コールマネー	29,243	126,233
借入金	101,500	102,000
借入金	101,500	102,000
信託勘定借	137,657	446,112
その他負債	78,497	122,602
未払法人税等	6,553	9,624
未払費用	5,002	8,444
前受収益	195	156
金融派生商品	62,427	96,783
金融商品等受入担保金	109	65
資産除去債務	375	624
その他の負債	3,833	6,905
賞与引当金	2,085	2,173
退職給付引当金	1,690	1,702
受託業務関連費用引当金	—	656
負債の部合計	1,977,264	2,493,674

純 資 産 の 部

資本金	50,000	57,500
資本剰余金	28,270	35,770
資本準備金	20,000	27,500
その他資本剰余金	8,270	8,270
利益剰余金	23,298	25,177
利益準備金	2,571	3,173
その他利益剰余金	20,726	22,004
繰越利益剰余金	20,726	22,004
株主資本合計	101,568	118,447
その他有価証券評価差額金	△ 6,941	△ 9,804
繰延ヘッジ損益	3,526	5,107
評価・換算差額等合計	△ 3,414	△ 4,697
純資産の部合計	98,153	113,750
負債及び純資産の部合計	2,075,418	2,607,424

財務諸表

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
経常収益	37,641	50,346
信託報酬	15,331	16,869
資金運用収益	14,807	23,094
貸出金利息	10,234	15,514
有価証券利息配当金	2,733	3,682
コールローン利息	7	6
預け金利息	1,427	3,215
金利スワップ受入利息	304	330
その他の受入利息	99	344
役務取引等収益	4,366	6,085
受入為替手数料	410	374
その他の役務収益	3,956	5,710
その他業務収益	2,927	3,713
外国為替売買益	1,101	3,696
国債等債券売却益	—	16
金融派生商品収益	1,824	—
その他の業務収益	1	0
その他経常収益	208	584
貸倒引当金戻入益	199	548
その他の経常収益	9	35
経常費用	29,454	42,870
資金調達費用	7,719	15,724
預金利息	6,183	11,079
譲渡性預金利息	493	2,289
コールマネー利息	516	827
借入金利息	251	602
その他の支払利息	274	925
役務取引等費用	1,409	1,524
支払為替手数料	176	191
その他の役務費用	1,232	1,332
その他業務費用	349	392
国債等債券売却損	209	—
国債等債券償却	0	—
金融派生商品費用	—	392
その他の業務費用	139	—
営業経費	19,974	25,228
その他経常費用	1	0
その他の経常費用	1	0
経常利益	8,187	7,476

■ 損益計算書（続き）

(単位：百万円)

科 目	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
特別利益	51	30
その他の特別利益	51	30
特別損失	355	836
固定資産処分損	0	208
減損損失	94	—
その他の特別損失	260	628
税引前当期純利益	7,883	6,670
法人税、住民税及び事業税	8,895	12,916
法人税等調整額	△ 7,039	△ 11,135
法人税等合計	1,855	1,781
当期純利益	6,027	4,889

■ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2026 年 3 月期									
	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,571	20,726	23,298	—	101,568
当期変動額									
新株の発行	7,500	7,500	—	7,500	—	—	—	—	15,000
剰余金の配当	—	—	—	—	602	△ 3,612	△ 3,010	—	△ 3,010
当期純利益	—	—	—	—	—	4,889	4,889	—	4,889
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	7,500	7,500	—	7,500	602	1,277	1,879	—	16,879
当期末残高	57,500	27,500	8,270	35,770	3,173	22,004	25,177	—	118,447

(単位：百万円)

	2026 年 3 月期			
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 6,941	3,526	△ 3,414	98,153
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	15,000
剰余金の配当	—	—	—	△ 3,010
当期純利益	—	—	—	4,889
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 2,863	1,580	△ 1,282	△ 1,282
当期変動額合計	△ 2,863	1,580	△ 1,282	15,596
当期末残高	△ 9,804	5,107	△ 4,697	113,750

財務諸表

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2025 年 3 月期									
	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,025	17,975	20,000	—	98,270
当期変動額									
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	546	△ 3,276	△ 2,730	—	△ 2,730
当期純利益	—	—	—	—	—	6,027	6,027	—	6,027
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	546	2,751	3,297	—	3,297
当期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,571	20,726	23,298	—	101,568

(単位：百万円)

2025 年 3 月期				
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 5,979	2,601	△ 3,378	94,892
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 2,730
当期純利益	—	—	—	6,027
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 961	925	△ 36	△ 36
当期変動額合計	△ 961	925	△ 36	3,261
当期末残高	△ 6,941	3,526	△ 3,414	98,153

キャッシュ・フロー計算書 (単体・間接法)

(単位：百万円)

科 目	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	7,883	6,670
減価償却費	2,170	4,504
減損損失	94	—
貸倒引当金の増減(△)	△ 199	△ 548
賞与引当金の増減(△)	201	88
退職給付引当金の増加額	107	11
その他の特別利益	△ 51	—
資金運用収益	△ 14,807	△ 23,094
資金調達費用	7,719	15,724
有価証券関係損益(△)	349	△ 16
為替差損益(△)	1,308	△ 3,649
固定資産処分損益(△)	0	208
金融派生商品(資産)の純増(△) 減	△ 20,152	△ 35,352
金融派生商品(負債)の純増減(△)	15,593	34,355
繰延ヘッジ損失の増(△) 減	63	—
繰延ヘッジ利益の増減(△)	1,314	—
貸出金の純増(△) 減	△ 130,336	△ 132,755
預金の純増減(△)	50,638	△ 22,862
譲渡性預金の純増減(△)	36,394	88,467
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	10,500	500
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△) 減	29	△ 496
保証金・委託金による純増(△) 減	△ 1,866	△ 31,478
コールマネー等の純増減(△)	△ 2,740	96,989
外国為替(資産)の純増(△) 減	21	△ 453
信託勘定借の純増減(△)	△ 185,600	308,454
資金運用による収入	18,912	25,141
資金調達による支出	△ 10,861	△ 18,435
仮払金の純増(△) 減	△ 227	—
仮受金の純増減(△)	2,334	—
その他	△ 1,356	5,568
小計	△ 212,560	317,541
法人税等の支払額	△ 7,357	△ 10,278
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 219,917	307,263
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 146,738	△ 239,698
有価証券の売却による収入	37,676	—
有価証券の償還による収入	91,723	127,634
有形固定資産の取得による支出	△ 106	△ 91
有形固定資産の売却による収入	—	—
無形固定資産の取得による支出	△ 12,001	△ 5,594
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,446	△ 117,749
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	15,000
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	△ 2,730	△ 3,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,730	11,990
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 252,094	201,504
VI 現金及び現金同等物の期首残高	794,993	542,899
VII 現金及び現金同等物の期末残高	542,899	744,403

〔現金及び現金同等物の範囲〕

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

〔表示方法の変更〕

営業活動によるキャッシュ・フローにおいて独立掲記していた一部項目については、同業他社との比較可能性の向上及び重要性の観点から、当事業年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。これにより、当事業年度におけるその他の特別利益△30百万円、その他の特別損失628百万円、繰延ヘッジ利益の増減2,307百万円、仮払金の純増減△62百万円、仮受金の純増減3,031百万円を「その他」に含めております。

財務諸表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年 ～ 15 年
器具備品 3 年 ～ 20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号 2025 年 10 月 8 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 受託業務関連費用引当金

受託業務関連費用引当金は、（損益計算書関係）3. に記載している特別損失の支払に備えるため、将来発生する可能性のある必要額を見積り、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

収益の計上は、金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2024年9月13日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(1) 主要な業務における顧客との契約に基づく主な義務の内容と、収益を認識する通常の時点

①信託報酬は、当社が受託するファンド等を信託契約に基づいて管理・運用する義務があります。

信託報酬は、ファンドの信託約款等に基づき、主に以下の方法によって収益を認識しております。

－ 日々の純資産総額に対する一定割合

－ 期中元本平均残高に対する一定割合

－ 加入者人数に応じた報酬額

－ 当初契約により定められた固定報酬額

当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足され、ファンドの信託期間にわたり収益として認識しております。

②その他の受入手数料報酬は、グループ会社の顧客基盤や取引、預り資産等の拡大のための協力を行っており、当社のビジネスインフラを利用して、グループ会社への業務支援等を行う義務があります。当該収益は、損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

その他の受入手数料報酬は、契約内容に基づき、以下の方法によって収益を認識しております。

－ 預り資産等の増加額に対する一定割合

－ サービス提供に係る維持運営コストに対する一定割合

③相続関連受入手数料報酬は、当初契約段階での公正証書の作成サポート・作成等および相続発生後の遺言執行者としての職務遂行等の対価です。当該収益は、損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

相続関連受入手数料報酬は、公正証書の作成サポート・作成等の完了段階、遺言執行者としての業務完了段階のそれぞれの時点で、履行義務が充足され、それぞれの段階において契約内容に基づく報酬金額を収益として認識しております。

財務諸表

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。)に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジ、及び個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。なお、上記のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

(資産に係る控除対象外消費税の会計処理の変更)

当社における資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、当期の費用に計上しておりましたが、当会計期間より、その他資産に計上し、5 年間で均等償却を行う方法に変更いたしました。

この変更は、基幹システムの変更を契機として、ソフトウェアに係る控除対象外消費税の金額的重要性が増したことから、経済的実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から行ったものです。

なお、当該会計方針の変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

会計上の見積りの変更

貸倒引当金については、当会計期間より、一定の要件を満たした不動産担保を優良担保に準じて保全効果を勘案するように変更いたしました。

この変更に伴う貸倒引当金の影響額は 554 百万円です。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 343 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

受託業務関連費用引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

受託業務関連費用引当金 656 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

受託業務関連費用引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(4) 受託業務関連費用引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、当該事象に対する対応方針の妥当性と、発生が見込まれるシステム関連費用の算定方法の妥当性です。受託投資信託の事務過誤に伴い、当該事象に対する対応方針を設定のうえ、対応にあたって発生が見込まれるシステム関連費用等の支払いに関する見込額を見積り計上しています。具体的見積りにあたりましては、可能な範囲で支払いに係る見積り情報を取得しておりますが、情報が取得できない項目については、他の取得情報や過去の支払情報と対象となるファンドの規模等に基づき、見積りを行っております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

実際の対応にあたっては、販売会社等と調整のうえ対応方針を決定し、当該対応方針に基づき個別にシステム関連費用等を確定のうえ支払いを行っていくことから、仮定として設定した対応方針に変更が生じた場合や前述の仮定に基づく個別の見積額に変動が生じた場合、翌事業年度に係る財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息並びに仮払金の各勘定に計上されるものであります。

三月以上延滞債権額 1 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、貸出条件緩和債権額について該当はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第 1 号 2024 年 7 月 1 日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、1,006 百万円であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券212,278 百万円

担保資産に対応する債務

借入金15,000 百万円

上記の他、デリバティブ等の取引の担保、為替決済の担保及び信託業の営業保証金等として、有価証券 21,421 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 1,045 百万円が含まれております。
4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,800 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 6,400 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 2,361 百万円
6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。
7. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権については、該当ありません。
8. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務については、該当ありません。
9. 関係会社に対する金銭債権総額 55 百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 131 百万円
11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第4 4 5 条第4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は 602 百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 ー百万円

役務取引等に係る収益総額 4 百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 ー百万円
- その他の取引に係る収益総額 ー百万円
- 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

役務取引等に係る費用総額 ー百万円
- その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,173 百万円
- その他の取引に係る費用総額 ー百万円

2. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 548 百万円を含んでおります。
3. 当社受託投資信託の二重課税調整に係るデータ提供事務（外国所得税額調整計算のためのデータ提供事務）において過誤があり、源泉徴収税額が過少となり、受益者の受取った収益の分配の額が過大となっていたことが、2025 年 2 月に判明しました。この事務過誤に伴い、源泉徴収税額の不足額と過少申告加算税、延滞税の納税及び顧客への報告対応を行うにあたりまして、当該納税額及び顧客対応のためのシステム費用等の負担に備えるため、前年度の計上額 260 百万円に加えて今後発生が予想される金額として 628 百万円を特別損失に計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
発行済株式	1,400	300	ー	1,700	
普通株式	1,400	300（注）	ー	1,700	ー

（注）親会社である野村ホールディングス株式会社を引受人とする株主割当増資による新株発行を行い増加しております。
2. 新株予約権及び自己新株予約権については該当ありません。
3. 配当に関する事項
- 当事業年度中の配当金支払額
- | （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------------------|-------|-----------|----------|--------------------|-------------------|
| 2025 年 5 月 14 日
取締役会 | 普通株式 | 3,010 百万円 | 2,150 円 | 2025 年
3 月 31 日 | 2025 年
6 月 2 日 |

なお、自己株式については該当ありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権については該当ありません。

3. 配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 14 日 取締役会	普通株式	3,010 百万円	2,150 円	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 2 日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項
- （1）金融商品に対する取組方針
- 当社は、野村グループの信託銀行として、預金・融資・為替といった「銀行ビジネス」、お客様の財産をお預かりして運用・管理する「信託ビジネス」、及び有価証券取引等の「証券・運用ビジネス」を展開しております。野村證券を銀行代理店及び信託契約代理店とした代理店業務では、「バンキングサービス」（インターネットバンキングサービス）を利用した個人向け預金商品や、法人向け円貸仕組預金を提供しております。これらの代理店チャネルからの預金に加え、譲渡性預金、借入金等により、資金を調達しております。
- 調達された資金は、野村グループの国内営業基盤の優位性を活用し、富裕層向け融資や「野村 Web ローン」といった有価証券等を担保とするローン商品、有価証券をリパッケージしたローン商品、及び公社債等の有価証券投資で運用しております。
- これらの金融資産・負債から生じる市場リスク及び流動性リスクは、フロント部門での管理に加え、独立したミドルオフィス、ALM 委員会及びリスク管理委員会で総合的に管理しております。
- （2）金融商品の内容及びそのリスク
- 当社は、貸出金及び有価証券を中心に運用しており、それぞれ顧客の債務不履行リスク及び発行体のデフォルトリスクが存在しております。貸出金残高の 9 割程度を占める有価証券等を担保としたローン商品は、保全率が高く、信用リスクは限定されております。一方、有価証券等担保ローン以外の貸出金は、高格付の相手先への貸出が中心ではあるものの、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。
- 有価証券は、主に国債、地方債、政府関係機関債、社債で構成されており、大部分は「その他有価証券」に該当します。また、一部の有価証券は金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしており、それらの取引にはヘッジ会計を適用しております。
- コールマネーに代表される市場からの資金調達は、金融環境によっては市場規模が縮小し、円滑な資金調達に支障をきたす可能性があります。担保適格の有価証券を保有することで、流動性リスクを一定水準に抑えております。

財務諸表

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用供与先の財務状況の悪化等による不良債権の発生を未然に防ぐため、貸出金・有価証券ともに、個別案件・発行体ごとに審査部門が審査を実施しております。また、信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャー管理を日次で行うとともに、統計的な手法によるリスク計測を定期的の実施しております。

ローン商品では、信用格付に基づいたプライシング運営の推進、及び与信集中リスクをコントロールするための業種別リスク量リミットの導入といった与信ポートフォリオ運営の高度化に取り組んでおります。加えて、有価証券を担保としたローン商品については、回収リスクを一定水準に抑えるために、担保設定されている株式の市場での売買状況等を定期的にモニターしております。

② 市場リスクの管理

1) 市場リスクの管理体制

当社では、経営会議で市場リスク管理の基本的考え方を明確化し、それに応じて、ポジション限度、VaR リミット、BPV リミット、ロスカットルール等を設定することで、市場リスクを適切にコントロールしております。外国為替取引においては、市場リスクは極力とらない方針の下、必要最低限のポジション限度、VaR リミットで運営しております。貸出金、預金及び資金証券取引においては、商品ごとに残高枠を設定するとともに、金利変動による損失リスクを許容範囲に抑える目的で、金利スワップ取引等によるヘッジ取引を行っております。これらの銀行勘定の運営計画は、半年ごとに ALM 委員会及びリスク管理委員会で審議されております。また、日々のポジション及び損益の状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、市場リスクを「金利、為替、有価証券価格等の変動により損失を被るリスク」とし、ヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間 99%、保有期間はトレーディング業務 10 日間、バンキング業務 20 日間）による VaR で市場リスク量を計測しております。2026 年 3 月末現在で当社のトレーディング業務（外国為替取引）の市場リスク量（損失額の推定値）は 19 百万円、バンキング業務の市場リスク量は 1,610 百万円となっております。

なお、当社では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。2026 年 3 月期にトレーディング業務を対象に実施したバックテストングの結果、実際の損益が VaR を超えた回数は 3 回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉しきれない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、資産・負債の特性や経営計画、市場変動等を総合的に把握し、必要な資金を円滑に確保し、予想外の損失の発生を未然に防止することを流動性リスク管理の基本方針としております。月次で開催される ALM 委員会において、資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針を決定しております。

日々の資金繰りの状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。また、資金調達状況に応じて「平常」、「注意」、「懸念」、「危機」のモードを設定し、モードごとの対応策を適時実施する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に依拠した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（(注 1) 参照）また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,016	20,161	144
その他有価証券（＊1）	402,816	402,816	—
(2) 貸出金	1,177,189	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 342	—	—
	1,176,847	1,176,474	△ 372
資産計	1,599,680	1,599,452	△ 228
(1) 預金	1,334,475	1,334,475	—
(2) 譲渡性預金	357,718	357,718	—
(3) 借入金	102,000	102,000	—
負債計	1,794,194	1,794,194	—
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,489	4,489	—
ヘッジ会計が適用されているもの	7,482	7,361	(120)
デリバティブ取引計	11,972	11,851	(120)

(＊1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注 1) 市場価格のないその他の証券及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（1）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
その他の証券（＊1）	17
組合出資金（＊2）	224

(＊1) 上記のその他の証券のうち、非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2024 年 9 月 13 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
有価証券						
満期保有目的の債券	20,000	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	81,279	151,095	153,014	0	8	32,626
貸出金（＊）	1,092,764	43,792	28,569	8,761	227	3,073
合 計	1,194,043	194,888	181,584	8,762	236	35,699

(＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは該当ありません。

財務諸表

(注 3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)						
	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金（＊）	1,018,742	53,932	4,500	15,100	32,800	209,400
譲渡性預金	357,718	—	—	—	—	—
コールマネー	126,233	—	—	—	—	—
借入金	—	15,000	—	2,500	4,000	80,500
信託勘定借	446,112	—	—	—	—	—
合 計	1,948,807	68,932	4,500	17,600	36,800	289,900

(＊) 預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。
なお、社債については該当ありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)				
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（＊）				
国債・地方債等	127,118	187,450	—	314,568
社債	—	32,521	—	32,521
その他	35,541	17,968	—	53,510
デリバティブ取引				
金利関連	—	98,412	—	98,412
通貨関連	—	10,343	—	10,343
資産計	162,659	346,695	—	509,355
デリバティブ取引				
金利関連	—	91,208	—	91,208
通貨関連	—	5,574	—	5,574
負債計	—	96,783	—	96,783

(＊) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は 2,216 百万円であります。

第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)							
期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金等（＊2）		購入、売却及び償還額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（＊2）
	損益に計上（＊1）	その他有価証券評価差額金等に計上（＊2）					
2,150	—	65	—	2,216	—	2,216	354

(＊1) 損益計算書の「国債等債券売却益」に含まれております。

(＊2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」に含まれております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)				
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
国債・地方債等	20,161	—	—	20,161
貸出金	—	—	1,176,474	1,176,474
資産計	20,161	—	1,176,474	1,196,635
預金	—	1,334,475	—	1,334,475
譲渡性預金	—	357,718	—	357,718
借入金	—	102,000	—	102,000
負債計	—	1,794,194	—	1,794,194

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレット、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

財務諸表

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金については、主としてレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価とみなしております。長期の定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は預入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられる為、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等）は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しない為、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（有価証券関係）

売買目的有価証券ならびに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。

1. 満期保有目的の債券（2026 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	20,016	20,161	144
合 計		20,016	20,161	144

2. その他有価証券（2026 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,626	8,268	358
	外国債券	6,385	6,385	0
	その他	2,241	1,882	358
	小計	8,626	8,268	358
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	347,089	360,653	△ 13,563
	国債	127,118	135,131	△ 8,013
	地方債	187,450	192,555	△ 5,105
	社債	32,521	32,966	△ 445
	その他	47,100	48,207	△ 1,107
	外国債券	47,093	48,200	△ 1,106
	その他	6	7	△ 0
小計		394,189	408,861	△ 14,671
合 計		402,816	417,129	△ 14,313

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当ありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

（金銭の信託関係）

金銭の信託については該当ありません。

財務諸表

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	536 百万円
賞与引当金	637
減損損失	11
未払事業税	543
デリバティブ調整額	27,259
繰延消費税額等	21
その他有価証券評価差額金	4,508
減価償却超過額	697
その他	629
繰延税金資産小計	34,844
評価性引当額	△ 11
繰延税金資産合計	34,833
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	2,348
その他	68
繰延税金負債合計	2,417
繰延税金資産の純額	32,416 百万円

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日) (単位:百万円)

	信託報酬	役務収益		
		その他の受入手数料 (ビジネスインフラを利用した業務支援等)	相続関連受入手数料	その他
一時点で移転されるサービス	42	—	1,595	552
一定期間にわたり移転されるサービス	16,827	2,678	—	1,221
顧客との契約から認識した収益	16,869	2,678	1,595	1,773

役務収益は、損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針、7 収益の計上方法に記載の通りです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位:百万円)

	当会計年度期首	当会計年度末
顧客との契約から生じた債権	4,128	5,122
契約負債	124	131

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「未収収益」に、契約負債は「前受収益」に含まれています。

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	野村ホールディングス (株)	(被所有) 直接 100	金銭の貸借、 設備の賃貸借等	増資の引受 (普通株式の 発行) (注)	15,000	—	—

(注) 当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社を引受先とする株主割当増資を実施しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。

4. 個人主要株主等

該当事項はありません。

5. 役員

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	(株) 高原興産 (注 1)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付	—	貸出金	—
				資金の回収	5,500		
				利息の受取	2	未収収益	—
			保証の被提供	保証の被提供 (注 6)	5,355	—	—
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	(株) 高原コーポ レーション (注 2)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付	—	貸出金	—
				資金の回収	320		
				利息の受取	0	未収収益	—
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	東京ソフト (株) (注 3)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注 7)	—	貸出金	1,290
				資金の回収 (注 7)	180		
				利息の受取 (注 7)	6	未収収益	0
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	(合) Power House (注 4)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注 8)	5,500	貸出金	5,350
				資金の回収 (注 8)	150		
				利息の受取 (注 8)	59	未収収益	5
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	ユニテック (株) (注 5)	なし	担保の被提供	担保の受入 (注 9)	19,540	—	—

- (注) 1. (株) 高原興産は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
2. (株) 高原コーポレーションは、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
3. 東京ソフト (株) は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
4. (合) Power House は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
5. ユニテック (株) は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
6. (注) 8 の当社からの貸出金取引に関して、債務保証を受けております。
7. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間 12 年、分割返済となっております。
8. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間 5 年、分割返済となっております。
9. (注) 7-8 の当社からの貸出金に対する有価証券担保の提供を受けております。

(1 株当たり情報)	
1 株当たりの純資産額	66,911 円 84 銭
1 株当たりの純利益金額	3,461 円 82 銭

主要な業務の状況を示す指標

部門別損益の内訳

(単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
信 託 報 酬	国内業務	14,872	16,322
	国際業務	459	547
	合 計	15,331	16,869
資金運用収支	国内業務	8,454	8,635
	国際業務	△ 1,366	△ 1,265
	合 計	7,087	7,370
役務取引等収支	国内業務	2,724	4,427
	国際業務	232	133
	合 計	2,956	4,561
特定取引収支	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
その他業務収支	国内業務	△ 296	△ 49
	国際業務	2,875	3,369
	合 計	2,578	3,320
業 務 粗 利 益	国内業務	25,754	29,335
	国際業務	2,201	2,785
	合 計	27,955	32,121
一般貸倒引当金繰入額(△)		—	—
経費（臨時的経費を除く）(△)		19,912	25,196
業務純益		8,042	6,924
臨時損益		144	552
経常利益		8,187	7,476

(注) 国内業務は円建取引、国際業務は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引、オフショア勘定分などは国際業務に含まれております。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
資金運用勘定			
国内業務	平均残高	1,783,693 (24,897)	2,010,901
	利 息	12,037 (52)	21,092
	利 回 り	0.67%	1.05%
	平均残高	138,839	100,581 (1,919)
国際業務	利 息	2,822	2,013 (12)
	利 回 り	2.03%	2.00%
	平均残高	1,897,635	2,109,563
	利 息	14,807	23,094
合計	利 回 り	0.78%	1.09%
資金調達勘定			
国内業務	平均残高	1,720,589	1,952,531 (1,919)
	利 息	3,583	12,457 (12)
	利 回 り	0.21%	0.64%
	平均残高	138,979 (24,897)	100,698
国際業務	利 息	4,188 (52)	3,278
	利 回 り	3.01%	3.26%
	平均残高	1,834,670	2,051,310
	利 息	7,719	15,724
合計	利 回 り	0.42%	0.77%
利 ざ や			
国内業務		0.46%	0.41%
国際業務		△ 0.98%	△ 1.26%
合計		0.36%	0.32%

(注) 1. () 内は、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）です。
2. 国際業務の外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式（当日の T. T. M. を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しています。
3. 合計については、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しています。

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
受 取 利 息			
国内業務	残高による増減	460	2,383
	利率による増減	5,755	6,671
	純 増 減	6,215	9,055
国際業務	残高による増減	△ 974	△ 777
	利率による増減	△ 654	△ 30
	純 増 減	△ 1,628	△ 808
小 計		4,586	8,246
支 払 利 息			
国内業務	残高による増減	△ 6	1,479
	利率による増減	2,401	7,394
	純 増 減	2,395	8,874
国際業務	残高による増減	△ 839	△ 1,153
	利率による増減	1,179	243
	純 増 減	339	△ 909
小 計		2,734	7,964
合 計		1,851	282

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。

役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
役務取引等収益	国内業務	4,053	5,852
	国際業務	312	233
	合 計	4,366	6,085
うち 預金・貸出関連業務	国内業務	37	1,728
	国際業務	5	4
	合 計	42	1,733
うち 為替業務	国内業務	287	367
	国際業務	122	7
	合 計	410	374
うち 証券関連業務	国内業務	358	365
	国際業務	0	0
	合 計	359	366
うち 代理業務	国内業務	783	778
	国際業務	—	15
	合 計	783	793
うち 投資顧問業務	国内業務	0	0
	国際業務	—	—
	合 計	0	0
役務取引等費用	国内業務	1,329	1,424
	国際業務	79	99
	合 計	1,409	1,524
うち 為替業務	国内業務	118	131
	国際業務	57	59
	合 計	176	191

主要な業務の状況を示す指標

■ 特定取引収支の内訳
該当ありません。

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
外国為替売買損益	国内業務	—
	国際業務	1,101
	合 計	1,101
国債等債券関係損益	国内業務	△ 209
	国際業務	—
	合 計	△ 209
金融派生商品損益	国内業務	51
	国際業務	1,773
	合 計	1,824
その他	国内業務	△ 138
	国際業務	—
	合 計	△ 138
合 計	国内業務	△ 296
	国際業務	2,875
	合 計	2,578

■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
給料・手当	6,960	7,126
福利厚生費	1,198	1,269
減価償却費	2,170	4,504
建物機械賃借料	593	624
消耗品費	45	42
通信費	709	736
租税公課	1,265	1,764
その他	6,968	9,129
小 計	19,912	25,196
臨時的経費	62	31
合 計	19,974	25,228

内国為替・外国為替に関する指標

■ 外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

2025 年 3 月期		2026 年 3 月期
仕向為替	売渡為替	11,124
	買入為替	—
被仕向為替	支払為替	12,209
	取立為替	2
合 計		23,336

■ 外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
外貨建資産残高	604

■ 内国為替取扱高

(単位：億円、千口)

2025 年 3 月期		2026 年 3 月期
送金為替	各地へ向けた分	金 額
		114,500
		114,126
		口 数
代金取立	各地より受けた分	金 額
		1,639
		1,759
		口 数
送金為替	各地へ向けた分	金 額
		218,226
		205,957
		口 数
代金取立	各地より受けた分	金 額
		297
		303
		口 数
送金為替	各地へ向けた分	金 額
		—
		—
		口 数
代金取立	各地より受けた分	金 額
		—
		—
		口 数

預金に関する指標

■ 預金科目別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
預 金			
流動性預金	国内業務	368,935 (22.6%)	321,609 (19.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	368,935 (22.6%)	321,609 (19.0%)
うち 有利息預金	国内業務	339,408 (20.8%)	286,217 (16.9%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	339,408 (20.8%)	286,217 (16.9%)
定期性預金	国内業務	871,955 (53.6%)	925,307 (54.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	871,955 (53.6%)	925,307 (54.6%)
うち 固定金利定期預金	国内業務	761,955 (46.8%)	813,307 (48.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	761,955 (46.8%)	813,307 (48.0%)
うち 変動金利定期預金	国内業務	110,000 (6.7%)	112,000 (6.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	110,000 (6.7%)	112,000 (6.6%)
そ の 他	国内業務	998 (0.0%)	585 (0.0%)
	国際業務	115,448 (7.0%)	86,973 (5.1%)
	合 計	116,447 (7.1%)	87,558 (5.1%)
合 計	国内業務	1,241,889 (76.3%)	1,247,501 (73.7%)
	国際業務	115,448 (7.0%)	86,973 (5.1%)
	合 計	1,357,338 (83.4%)	1,334,475 (78.8%)
譲渡性預金	国内業務	269,251 (16.5%)	357,718 (21.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	269,251 (16.5%)	357,718 (21.1%)
総 合 計	国内業務	1,511,140 (92.9%)	1,605,220 (94.8%)
	国際業務	115,448 (7.0%)	86,973 (5.1%)
	合 計	1,626,589 (100.0%)	1,692,194 (100.0%)

■ 預金科目別平均残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
預 金			
流動性預金	国内業務	442,345 (29.0%)	370,281 (22.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	442,345 (29.0%)	370,281 (22.1%)
うち 有利息預金	国内業務	404,037 (26.5%)	328,430 (19.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	404,037 (26.5%)	328,430 (19.6%)
定期性預金	国内業務	739,137 (48.5%)	869,688 (51.9%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	739,137 (48.5%)	869,688 (51.9%)
うち 固定金利定期預金	国内業務	636,466 (41.8%)	758,799 (45.3%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	636,466 (41.8%)	758,799 (45.3%)
うち 変動金利定期預金	国内業務	102,671 (6.7%)	110,889 (6.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	102,671 (6.7%)	110,889 (6.6%)
そ の 他	国内業務	2,584 (0.1%)	2,665 (0.1%)
	国際業務	104,470 (6.8%)	95,677 (5.7%)
	合 計	107,055 (7.0%)	98,342 (5.8%)
合 計	国内業務	1,184,068 (77.7%)	1,242,636 (74.1%)
	国際業務	104,470 (6.8%)	95,677 (5.7%)
	合 計	1,288,538 (84.6%)	1,338,313 (79.9%)
譲渡性預金	国内業務	233,573 (15.3%)	336,438 (20.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	233,573 (15.3%)	336,438 (20.0%)
総 合 計	国内業務	1,417,642 (93.1%)	1,579,074 (94.2%)
	国際業務	104,470 (6.8%)	95,677 (5.7%)
	合 計	1,522,112 (100.0%)	1,674,752 (100.0%)

預金に関する指標

定期性預金の区分ごとの残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分		期 間	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
固定金利定期預金		3 カ月未満	269,970	269,184
		3 カ月以上 6 カ月未満	124,958	143,170
		6 カ月以上 1 年未満	175,920	197,219
		1 年以上 2 年未満	15,239	40,954
		2 年以上 3 年未満	24,066	12,978
		3 年以上	151,800	149,800
		小 計	761,955	813,307
変動金利定期預金		3 カ月未満	—	—
		3 カ月以上 6 カ月未満	—	—
		6 カ月以上 1 年未満	600	—
		1 年以上 2 年未満	—	—
		2 年以上 3 年未満	—	—
		3 年以上	109,400	112,000
		小 計	110,000	112,000
その他の定期預金		3 カ月未満	—	—
		3 カ月以上 6 カ月未満	—	—
		6 カ月以上 1 年未満	—	—
		1 年以上 2 年未満	—	—
		2 年以上 3 年未満	—	—
		3 年以上	—	—
		小 計	—	—
合 計			871,955	925,307

預金者別残高 (単位：百万円、かつこ内は構成比)

区 分		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
個 人		423,715	372,850
		(31.2%)	(27.9%)
法 人		896,309	915,072
		(66.0%)	(68.5%)
そ の 他		37,313	46,552
		(2.7%)	(3.4%)
合 計		1,357,338	1,334,475
		(100.0%)	(100.0%)

(注) 譲渡性預金は含まれておりません。

貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高 (単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
手形貸付	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
証書貸付	国内業務	94,981	89,770
	国際業務	9,191	6,909
	合 計	104,173	96,679
当座貸越	国内業務	925,345	1,063,745
	国際業務	14,914	16,764
	合 計	940,260	1,080,510
割引手形	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
合 計	国内業務	1,020,327	1,153,515
	国際業務	24,106	23,673
	合 計	1,044,434	1,177,189

貸出金科目別平均残高 (単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
手形貸付	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
証書貸付	国内業務	100,188	91,622
	国際業務	13,036	8,714
	合 計	113,225	100,337
当座貸越	国内業務	843,650	982,492
	国際業務	16,724	15,488
	合 計	860,375	997,981
割引手形	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
合 計	国内業務	943,839	1,074,115
	国際業務	29,761	24,203
	合 計	973,600	1,098,318

貸出金の区分ごとの残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分		期 間	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
固定金利		1 年以下	964,068	1,092,764
		1 年超 3 年以下	25,216	36,240
		3 年超 5 年以下	14,492	21,596
		5 年超 7 年以下	11,771	8,402
		7 年超	1,953	787
		期間の定めのないもの	—	—
		小 計	53,433	67,026
変動金利		1 年超 3 年以下	14,344	7,552
		3 年超 5 年以下	8,700	6,973
		5 年超 7 年以下	0	359
		7 年超	3,887	2,513
		期間の定めのないもの	—	—
		小 計	26,932	17,398
合 計			1,044,434	1,177,189

貸出金等に関する指標

■ 貸出金の担保種類別残高

(単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
有価証券	916,050	1,056,004
債 権	—	393
商 品	—	—
不動産	39,009	40,931
その他	28,427	20,922
小 計	983,488	1,118,252
保 証	9,227	6,205
信 用	51,718	52,731
合 計 (うち劣後特約付き貸出金)	1,044,434 (—)	1,177,189 (—)

■ 支払承諾見返の担保種類別残高

支払承諾見返については、該当ありません。

■ 貸出金の使途別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
設備資金	113,216 (10.8%)	136,460 (11.5%)
運転資金	931,217 (89.1%)	1,040,729 (88.4%)
合 計	1,044,434 (100.0%)	1,177,189 (100.0%)

■ 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
製造業	8,494 (0.8%)	12,216 (1.0%)
建 設 業	380 (0.0%)	380 (0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,665 (0.3%)	3,587 (0.3%)
情報通信業	15,000 (1.4%)	15,000 (1.2%)
運 輸 業	11,803 (1.1%)	11,703 (0.9%)
卸売業・小売業	9,165 (0.8%)	7,837 (0.6%)
金融業・保険業	28,008 (2.6%)	24,573 (2.0%)
不動産業	65,390 (6.2%)	84,595 (7.1%)
物品賃貸業	9,820 (0.9%)	5,000 (0.4%)
各種サービス業	336,363 (32.2%)	383,519 (32.5%)
その他	556,342 (53.2%)	628,776 (53.4%)
合 計	1,044,434 (100.0%)	1,177,189 (100.0%)

■ 中小企業等に関する貸出金残高

(単位：件、百万円)

		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
総貸出金残高（A）	貸出件数	15,441	17,692
	金額	1,044,434	1,177,189
中小企業等貸出金残高（B）	貸出件数	15,433	17,685
	金額	1,012,924	1,145,389
比率（％）（B／A）	貸出件数	99.9%	99.9%
	金額	96.9%	97.2%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし卸売業は1億円、小売業・飲食店・物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業・物品賃貸業等は100人、小売業・飲食店は50人）以下の会社及び個人です。

貸出金等に関する指標

銀行法及び再生法に基づく債権と保全状況 (単位：百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	1
三月以上延滞債権	—	1
貸出条件緩和債権	—	—
合計 (A)	—	1
正常債権 (B)	1,049,644	1,183,579
総計 (A + B)	1,049,644	1,183,581
担保・保証による保全額	—	—
個別貸倒引当金	—	—
保全額計 (C)	—	—
カバー率 (C/A)	—	0.00%

貸倒引当金残高及び期中増減額 (単位：百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
一般貸倒引当金	891	343
(前期末比増減)	(89)	(△ 548)
個別貸倒引当金	—	—
(前期末比増減)	(△ 288)	(—)
特定海外債権引当勘定	—	—
(前期末比増減)	(—)	(—)
合 計	891	343

貸出金償却の額
該当ありません。

有価証券等に関する指標

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

種 類	残存期間	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
国 債	1 年以下	5,018	39,977
	1 年超 3 年以下	39,967	84,382
	3 年超 5 年以下	9,786	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	24,989	22,774
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	79,760	147,134
地 方 債	1 年以下	5,932	2,115
	1 年超 3 年以下	8,048	52,601
	3 年超 5 年以下	103,500	132,732
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	117,482	187,450
短期社債	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	—	—
社 債	1 年以下	5,391	12,228
	1 年超 3 年以下	17,495	9,963
	3 年超 5 年以下	980	9,930
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	395	398
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	24,262	32,521
株 式	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	—	—
外国債券	1 年以下	62,426	46,536
	1 年超 3 年以下	17,853	—
	3 年超 5 年以下	—	6,942
	5 年超 7 年以下	6,270	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	86,550	53,478
外国株式	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	15	17
	小 計	15	17
その他の証券	1 年以下	0	2
	1 年超 3 年以下	3	7
	3 年超 5 年以下	4	2
	5 年超 7 年以下	1	0
	7 年超 10 年以下	8	8
	10 年超	0	0
	期間の定めのないもの	2,565	2,450
	小 計	2,584	2,473
合 計		310,655	423,075

有価証券等に関する指標

■ 有価証券種類別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
国 債	国内業務	79,760 (25.6%)	147,134 (34.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	79,760 (25.6%)	147,134 (34.7%)
地 方 債	国内業務	117,482 (37.8%)	187,450 (44.3%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	117,482 (37.8%)	187,450 (44.3%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	24,262 (7.8%)	32,521 (7.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	24,262 (7.8%)	32,521 (7.6%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	86,550 (27.8%)	53,478 (12.6%)
	合 計	86,550 (27.8%)	53,478 (12.6%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	15 (0.0%)	17 (0.0%)
	合 計	15 (0.0%)	17 (0.0%)
その他の証券	国内業務	2,584 (0.8%)	2,473 (0.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	2,584 (0.8%)	2,473 (0.5%)
合 計	国内業務	224,089 (72.1%)	369,579 (87.3%)
	国際業務	86,565 (27.8%)	53,496 (12.6%)
	合 計	310,655 (100.0%)	423,075 (100.0%)

■ 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
国 債	国内業務	91,635 (28.6%)	123,736 (32.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	91,635 (28.6%)	123,736 (32.7%)
地 方 債	国内業務	85,946 (26.8%)	155,042 (40.9%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	85,946 (26.8%)	155,042 (40.9%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	37,293 (11.6%)	28,453 (7.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	37,293 (11.6%)	28,453 (7.5%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	102,206 (31.9%)	68,678 (18.1%)
	合 計	102,206 (31.9%)	68,678 (18.1%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	15 (0.0%)	16 (0.0%)
	合 計	15 (0.0%)	16 (0.0%)
その他の証券	国内業務	2,478 (0.7%)	2,245 (0.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	2,478 (0.7%)	2,245 (0.5%)
合 計	国内業務	217,353 (68.0%)	309,479 (81.8%)
	国際業務	102,222 (31.9%)	68,695 (18.1%)
	合 計	319,575 (100.0%)	378,174 (100.0%)

有価証券等の時価情報

■ 売買目的有価証券
該当ありません。

■ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
満期保有目的の債券	—	—
その他有価証券		
非上場外国証券	15	17
その他	408	224

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
国 債	貸借対照表計上額	25,065	20,016
	時価	25,558	20,161
	差額	492	144
	うち益	492	144
	うち損	—	—

(注) 1. 時価は、当該期末日における市場価格等に基づいております。
2. 国債以外は該当ありません。

■ その他有価証券で時価のあるもの (単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
株 式	取得原価	—	—
	貸借対照表計上額	—	—
	評価差額	—	—
国 債	取得原価	60,167	135,131
	貸借対照表計上額	54,695	127,118
	評価差額	△ 5,471	△ 8,013
	評価差額益	—	—
	評価差額損	5,471	8,013
地方債	取得原価	119,789	192,555
	貸借対照表計上額	117,482	187,450
	評価差額	△ 2,307	△ 5,105
	評価差額益	18	—
	評価差額損	2,326	5,105
社 債	取得原価	24,557	32,966
	貸借対照表計上額	24,262	32,521
	評価差額	△ 294	△ 445
	評価差額益	—	—
	評価差額損	294	445
小 計	取得原価	204,514	360,653
	貸借対照表計上額	196,440	347,089
	評価差額	△ 8,074	△ 13,563
	評価差額益	18	—
	評価差額損	8,093	13,563
その他	取得原価	90,784	56,476
	貸借対照表計上額	88,725	55,726
	評価差額	△ 2,058	△ 749
	評価差額益	291	358
	評価差額損	2,350	1,107
合 計	取得原価	295,299	417,129
	貸借対照表計上額	285,166	402,816
	評価差額	△ 10,133	△ 14,313
	評価差額益	309	358
	評価差額損	10,443	14,671

(注) 貸借対照表計上額は、当該期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
店頭	金利スワップ	契約額等	209,800	211,600
		うち1年超	209,800	211,600
		時 価	△ 25,887	△ 43,626
		評価損益	△ 25,887	△ 43,626
		契約額等	—	—
		うち1年超	—	—
		時 価	—	—
		評価損益	—	—
		契約額等	146,200	148,700
		うち1年超	145,600	148,700
		時 価	△ 31,328	△ 47,581
		評価損益	△ 31,328	△ 47,581
		契約額等	—	—
		うち1年超	—	—
		時 価	—	—
		評価損益	—	—
時価合計			△ 57,215	△ 91,208
評価損益合計			△ 57,215	△ 91,208

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 金利関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価益が 2026 年 3 月末では 91,208 百万円、2025 年 3 月末では 57,215 百万円ございます。

■ 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末			
店頭	通貨スワップ	契約額等	23,729	16,790			
		うち1年超	16,367	7,823			
		時 価	5,912	4,873			
		評価損益	5,912	4,873			
	為替予約	売建	契約額等	295,190	344,062		
			うち1年超	—	—		
			時 価	△ 101	△ 3,647		
			評価損益	△ 101	△ 3,647		
		買建	契約額等	295,977	361,607		
			うち1年超	—	—		
			時 価	293	3,568		
			評価損益	293	3,568		
			通貨オプション	売建	契約額等	135,848	53,041
					うち1年超	—	—
					時 価	1,014	275
					評価損益	216	7
	買建	契約額等		129,225	45,316		
		うち1年超		—	—		
		時 価		997	220		
		評価損益		△ 199	△ 26		
時価合計			8,116	5,291			
評価損益合計			6,121	4,775			

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 通貨関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価益が 2026 年 3 月末では 26 百万円、評価損が 2025 年 3 月末では 9 百万円ございます。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当ありません。

■ 商品関連取引

該当ありません。

■ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

■ その他

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2025 年 3 月末			2026 年 3 月末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金、 その他 有価証券 (債券)	95,708	69,636	5,050	69,036	63,136	7,482
	受取変動・支払固定		95,708	69,636	5,050	69,036	63,136	7,482
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	有価証券	25,000	20,000	△ 426	20,000	—	△ 120
	受取変動・支払固定		25,000	20,000	△ 426	20,000	—	△ 120
合計			—	—	4,623	—	—	7,361

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

■ 通貨関連取引

該当ありません。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当ありません。

信託業務に関する指標

■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

2025 年 3 月末			2026 年 3 月末		
資 産					
貸出金		304,054		300,565	
	証書貸付	304,054		300,565	
有価証券		8,394,538	11,197,811		
国債		3,449,068	5,333,035		
	地方債	114,531		124,924	
	社債	762,848		830,718	
	株式	394,547		302,429	
	外国証券	1,905,946		2,550,701	
その他の証券		1,767,594	2,056,002		
投資信託有価証券		25,176,808	25,907,444		
投資信託外国投資		14,045,442	15,595,476		
信託受益権		—	0		
受託有価証券		1,238,448	1,157,168		
金銭債権		58,495	54,800		
	生命保険債権	10,345		10,618	
その他の金銭債権		48,150	44,182		
その他債権		619,043	843,949		
コールローン		1,163,481	1,141,810		
銀行勘定貸		137,657	446,112		
現金預け金		158,804	207,952		
預け金		158,804	207,952		
合 計		51,296,776	56,853,090		
負 債					
指定金銭信託		404,867	374,328		
特定金銭信託		4,417,827	4,609,183		
年金信託		838	166		
投資信託		40,541,363	42,899,183		
金銭信託以外の金銭の信託		1,064,691	1,275,559		
有価証券の信託		3,754,709	6,290,828		
金銭債権の信託		764	705		
包括信託		1,111,713	1,403,134		
合 計		51,296,776	56,853,090		

(注) 1. 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。

■ 元本補てん契約のある信託の内訳
合同運用指定金銭信託

(単位：百万円)

2025 年 3 月末			2026 年 3 月末		
資 産					
貸出金		—	—		
	有価証券	—		—	
銀行勘定貸		38,508	18,512		
その他		—	—		
合 計		38,508	18,512		
負 債					
元本		38,475	18,415		
債権償却準備金		—	—		
その他		33	97		
合 計		38,508	18,512		

(注) 元本補填契約のある信託に係る債権は全て正常債権に該当し、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものはございません。

■ 金銭信託等の種類別有価証券ごとの運用残高

(単位：百万円)

種 類		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金銭信託	国債	841,773	849,486
	地方債	12,634	25,404
	短期社債	—	—
	社債	447,485	416,657
	株式	54,302	52,446
	その他の証券	2,922,925	3,112,776
	期末運用残高計	4,279,121	4,456,771
年金信託	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他の証券	150	150
	期末運用残高計	150	150
合 計	国債	841,773	849,486
	地方債	12,634	25,404
	短期社債	—	—
	社債	447,485	416,657
	株式	54,302	52,446
	その他の証券	2,923,075	3,112,926
	期末運用残高計	4,279,271	4,456,921

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

■ 信託期間別の金銭信託の元本残高

(単位：百万円)

期 間		2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金銭信託	1 年未満	1,438,404	1,576,119
	1 年以上 2 年未満	10,996	1,000
	2 年以上 5 年未満	9,447	9,068
	5 年以上	605,858	672,730
	その他のもの	—	—
	合 計	2,064,707	2,258,918

信託業務に関する指標

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）
(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
証書貸付	290,027 (100.0%)	258,025 (100.0%)
手形貸付	— (—)	— (—)
割引手形	— (—)	— (—)
合 計	290,027 (100.0%)	258,025 (100.0%)

(注) 信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等にかかる貸出金残高です。貸出金残高（科目別）以下、(契約期間別)、(担保種類別)、(業種別)、(使途別)、中小企業向け貸出の各表も同様です。

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）
(単位：百万円)

期 間	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
1 年以下	282,200	251,100
1 年超 3 年以下	—	—
3 年超 5 年以下	—	—
5 年超 7 年以下	—	—
7 年超	7,827	6,925
合 計	290,027	258,025

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）
(単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
有価証券	269,700	236,500
債権	—	—
商品	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	269,700	236,500
保証	—	—
信用	20,327	21,525
合 計	290,027	258,025

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）
(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
情報通信業	12,500 (4.3%)	14,600 (5.6%)
金融業・保険業	269,700 (92.9%)	236,500 (91.6%)
地方公共団体	7,827 (2.6%)	6,925 (2.6%)
合 計	290,027 (100.0%)	258,025 (100.0%)

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）
(単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
設備資金	—	—
運転資金	290,027	258,025
合 計	290,027	258,025

■ 金銭信託等に係る中小企業向け貸出
(単位：百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
総貸出金 (A)	290,027	258,025
中小企業等に対する貸出金残高 (B)	12,500	14,600
比率 (%) (B/A)	4.3%	5.7%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食店は50人）以下の会社及び個人です。

■ 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高
(単位：百万円)

種 類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金銭信託	貸 出 金	290,027
	有 価 証 券	4,279,121
	合 計	4,569,148
年金信託	貸 出 金	—
	有 価 証 券	150
	合 計	150
貸出金合計	290,027	258,025
有価証券合計	4,279,271	4,456,921
貸出金及び有価証券合計	4,569,298	4,714,946

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。また、電子決済手段及び暗号資産は該当ありません。

経営諸比率の状況

■ 総資金利ざや

(単位：％)

		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
資金運用利回り	国内業務	0.67	1.05
	国際業務	2.03	2.00
	合 計	0.78	1.09
資金調達原価	国内業務	1.30	1.85
	国際業務	3.87	4.79
	合 計	1.51	1.99
総資金利ざや	国内業務	△ 0.63	△ 0.80
	国際業務	△ 1.84	△ 2.79
	合 計	△ 0.73	△ 0.90

■ 利益率

(単位：％)

		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
総資産利益率（ROA）	業務純益率	0.41	0.32
	経常利益率	0.42	0.34
	当期純利益率	0.31	0.22
資本利益率（ROE）	業務純益率	8.86	7.22
	経常利益率	9.02	7.79
	当期純利益率	6.64	5.09

■ 業務粗利益率

(単位：％)

		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
業務粗利益率	国内業務	1.44	1.45
	国際業務	1.58	2.76
	合 計	1.47	1.52

■ 預貸率

(単位：％)

		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
期末残高	国内業務	67.5	71.8
	国際業務	20.8	27.2
	合 計	64.2	69.5
期中平均	国内業務	66.5	68.0
	国際業務	28.4	25.2
	合 計	63.9	65.5

■ 預証率

(単位：％)

		2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
期末残高	国内業務	14.8	23.0
	国際業務	74.9	61.5
	合 計	19.0	25.0
期中平均	国内業務	15.3	19.5
	国際業務	97.8	71.7
	合 計	20.9	22.5

■ 1 店舗当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
預金額	1,626,589	1,692,194
貸出金	1,044,434	1,177,189
信託資金量	4,823,533	4,983,678

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

■ 従業員 1 人当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
預金額	2,710	2,751
貸出金	1,740	1,914
信託資金量	8,039	8,103

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

役員報酬

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(以下、あわせて「対象役職員」という。)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役であります。

②「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」または「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等を「対象従業員等」として開示の対象としており、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関である経営会議のメンバーである執行役員がこれに当たります。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及び当社経営に重要な影響を与える連結子法人等をいうものとしております。

なお、当社には該当するものではありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を5千万円に設定しております。当該基準額は、当社の過去3年間ににおける役員報酬額の平均をもとに設定しております。

(ウ)「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、また取引等に損失が発生することにより財務の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

当社は、取締役の報酬について会社法の規定に従い、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定めております。なお、監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について株主総会で意見を述べる事ができるものとしております。

(3) 報酬等に関する株主総会等の開催数

開催回数 (2025年4月～2026年3月)	
株主総会	2回

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 対象役員の報酬等に関する方針について

当社は、「信託兼営金融機関として、銀行業務の公共性を重んじ、信用維持及び預金者保護を図ることで金融の円滑化に資するとともに、受託者責任を全うすることを通じて、健全かつ適切な運営を行うこと」、「専門性及び効率性を高めることに継続的に取り組むことで、より高度かつ信頼性の高いサービスを提供し、収益性を着実に高めていくこと」及び「野村グループが提供する金融サービスの一翼を担い、野村グループの経営目標の達成に尽力すること」という当社の経営方針に基づいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度としては、役員の報酬等の構成を、

①ベースサラリー

②年次賞与(現金賞与、繰延報酬)

としております。

①ベースサラリーは、役員としての職務内容・人物評価・業績実績等を勘案して決定される基本給です。

②年次賞与は以下のとおりとなっております。

・現金賞与は、当社及び野村グループの業績を勘案して決定しております。

・繰延報酬は、2018年3月期より導入した譲渡制限株式ユニット(RSU)に加え、2026年3月期には繰延現金報酬(DCA)を基本的な支給方法として導入し、従来の基本繰延報酬および追加繰延報酬を代替しました。

繰延報酬は、報酬の経済的価値を当社の親会社である野村ホールディングスの株価にリンクすることや一定の受給

資格確定期間を置くことによって、中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進という効果が期待されるものです。

(i) 譲渡制限株式ユニット

自己都合によって退職しない等の一定の要件を満たすことを条件に、予め定めるユニット数に応じた数の野村ホールディングスの普通株式等を交付するものです。

(2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

役員の報酬等については当期の損益の状況、今後の自己資本政策等との整合性を確認した上で、株主総会にて報酬額を決定しており、将来の自己資本の充分性に重大な影響を与えないことを、グループの連結財務実績及び当社の業績によって確認しております。また、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、上記2.(1)の対象役員の報酬等に関する方針に基づき、また、同(2)の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響を確認し、株主総会にて決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

区分	人数(名)	報酬等の総額(百万円)					
			固定報酬の総額		年次賞与の総額		
				ベース サラリー		現金賞与	繰延報酬
対象役員	2	135	84	84	51	40	11
対象従業員等	9	420	247	247	173	159	15

(注) 当期報酬は、2026年3月期に対応する報酬額です(過去の繰延報酬等は含みません)。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (自己資本の構成)

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2025年3月末	2026年3月末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	98,558	118,447
うち、資本金及び資本剰余金の額	78,270	93,270
うち、利益剰余金の額	23,298	25,177
うち、自己株式の額(△)	—	—
うち、社外流出予定額(△)	3,010	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	891	343
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	891	343
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	99,450	118,791
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12,878	14,824
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12,878	14,824
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位：百万円)

項目	2025年3月末	2026年3月末
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12,878	14,824
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	86,571	103,966
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	549,088	616,108
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	41,601	45,191
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	590,690	661,300
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	14.65%	15.72%

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

定性的な開示事項

- 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

当社におきまして、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」である金融庁告示第十九号（以下「自己資本比率告示」という。）第四十条で定められている普通株式を中心に自己資本の充実を図っており、普通株式による自己資本調達のほかは、毎年の利益の一部から利益準備金もしくはその他利益剰余金を積み立てております。

- 二 自己資本充実度に関する評価方法の概要

信用リスク及びオペレーショナル・リスクについては、自己資本比率告示に基づき、リスクアセット額に8%を乗じた額と自己資本の額との対比を行い、自己資本の充実度の評価を行っております。
自己資本比率告示に基づくBIS規制で単体自己資本比率を計測する際の評価方法は、信用リスクにつきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額につきましては、2025年3月末から標準的計測手法を用いております。
リスク資本につきましては、規制資本（コア資本）との対比を踏まえた予算化を行った上、月次で実績をモニタリングし、規制資本（コア資本）との対比とをあわせて、毎月のリスク管理委員会等で報告しております。現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程、与信決裁等管理規程、担保規程等に基づき、厳格な与信審査、与信管理を行い、リスク分散、ポートフォリオ分散に留意し、オン・バランス取引及びオフ・バランス取引を統合的に管理し、適切に信用リスク管理を行っております。ポートフォリオ分散につきましては、毎月のリスク管理委員会等に報告し、そのリスク分散の状況について検証しております。

- (1) 信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。
審査にあたっては、信用格付をベースに、金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、信用リスク管理を厳正に行っております。

- (2) エクスポートジャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポートジャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポートジャー方式によるモニタリングを実施しております。これらをベースに、過去の信用格付別のデフォルト率等を計量的に分析し、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

- (3) 自己査定

与信にかかわる資産の自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」（2019年12月18日廃止）等を踏まえた資産査定規程に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに、厳正な債権の分類による自己査定を実施しております。

- (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、貸倒償却・引当要領に則り、次のとおり計上いたします。
債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権につきましては、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。
債務者区分が破綻懸念先に対する債権につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権につきましては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
リスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートジャーにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）、S & P グローバル・レーティング（S&P）
- (2) エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートジャーにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）、S & P グローバル・レーティング（S&P）

- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。
当社は、自己資本比率告示に基づき、①適格金融資産担保、②保証又はクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金との相殺を採用しております。
当社が金融資産を貸出金などの債権等の担保としている場合は、担保でカバーされている部分を調整した上で控除する包括的手法により信用リスク削減効果を反映させております。適格金融資産は、現金、自行預金、国債等ソブリン（政府、中央銀行、公共部門）が発行する債券、発行者の外部格付がBBB-以上の債券、上場株式、投資信託等であります。保証、クレジット・デリバティブの場合は、債務者のリスク・ウェイトを、保証人やプロテクションの提供者のリスク・ウェイトに置き換える置換え方式により信用リスク削減効果を反映させております。適格な保証人、プロテクション提供者は、中央政府、日本の地方公共団体・政府関係機関、外国の公共部門、国際開発銀行、銀行・証券会社等で原債務者より低いリスク・ウェイトのもの、及び適格格付機関が格付を付与しているものとしております。
貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいつでも特定できること、自行預金が継続されないリスクが監視・管理されていること、相殺後の額が監視・管理されていることを満たすようにしております。

- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引（デリバティブ取引）の場合、取引相手に対する信用リスクに係る信用リスク・アセット額は、与信相当額にリスク・ウェイトを掛けて算出しております。当社は、カレント・エクスポートジャー方式により、与信相当額を算出しております。

- (1) 担保による保全及び引当金の算定方針
取引先の信用力に応じて適切な保全措置を行っております。一部の取引相手とはISDA Credit Support Annex（CSA）等を締結しております。引当金については、債権に準じて、取引先の信用力に応じて、クレジットリザーブを算出しております。

- (2) 当社の信用力悪化により担保を追加的に提供する可能性
ISDA Credit Support Annex（CSA）等を締結する取引においては、当社の格付低下等の信用力悪化によって追加的に担保を取引相手に提供する義務が発生するものがあります。

- 六 証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、「投資家」として証券化商品への投資を行っており、「オリジネーター」もしくは「サービサー」として証券化取引は行っておりません。
当社が、「投資家」として関わる場合は、リスク管理委員会において投資方針と投資商品のリスク内容を分析した上で、毎期投資上限を定めることとしております。また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、新規商品等検討委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としております。
当社は、クレジット・カード債権等を裏付けとした証券化商品への投資を行っており、保有する証券化商品に関連した信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは、貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。また、裏付資産の格付やデフォルト率の変化等により時価が変動するリスクを有しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

- 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
個別銘柄への投資にあたっては、裏付資産等の内容・分散度合い、優先劣後構造等スキームの内容を十分に分析・評価を行い、慎重な投資判断を行っております。また、投資した後は、当社が指定する格付機関が付与する格付の継続的なモニタリングや時価チェックを実施し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っております。
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
該当ありません。
- ニ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当社は、自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額は外部格付準拠方式に基づいて算出しております。外部格付準拠方式を用いることが出来ない場合には1,250%のリスク・ウェイトを適用しております。
- ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。
- ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
- ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
- チ 証券化取引に関する会計方針
それぞれの金融資産について、金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
リスク・ウェイトの判定には、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）、S & Pグローバル・レーティング（S&P）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
該当ありません。
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

- イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額はデリバティブ取引を対象として「簡便法」により算出しております。
- CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVA（Credit Valuation Adjustment）リスクとは、デリバティブ取引における取引相手の信用力が悪化した時に、取引の時価評価額を下方調整することで生じる価格変動リスクをいいます。CVAのリスク管理につきましては、CVAリスク相当額を日次でモニタリングしております。なお、四半期毎に取引相手の信用力を考慮した調整をデリバティブの時価評価額に反映しております。CVAリスクに対するヘッジ等は影響度を踏まえて行っておりませんが、当該リスクが拡大する場合につきましては、適切な対応を行うことを予定しております。
- ハ SA—CVA採用行にあっては、次に掲げる事項
該当ありません。

- 七 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手順の概要
オペレーショナル・リスクにつきましては、当社の業務の過程、役員若しくは社員の活動またはシステムが不適切であること若しくは機能しないこと、外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。当社は、統合的リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクとして、人材リスク、IT及び情報セキュリティに関わるリスク、業務継続に関わるリスク、取引処理上のリスク、財務報告及び税務上のリスク、不正リスク、プルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスク、サードパーティーに関わるリスク、コンプライアンス・リスク、法的リスクについて管理することとしております。さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をリスク統括部が行い、各種リスクについては専門の管理部署が管理を行っております。

■ オペレーショナル・リスクの管理部署（2026年3月末現在）

オペレーショナル・リスク	人材リスク	人事部
	IT及び情報セキュリティに関わるリスク	IT戦略部
	業務継続に関わるリスク	総合企画部
	取引処理上のリスク	リスク統括部
	財務報告及び税務上のリスク	主計部
	不正リスク	コンプライアンス統括部
	プルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスク	リスク統括部
	サードパーティーに関わるリスク	リスク統括部
	コンプライアンス・リスク	コンプライアンス統括部
	法的リスク	コンプライアンス統括部

- BIの算出方法
BI（事業規模指標）は、自己資本比率告示第305条に基づき算出しております。
- ハ ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
- ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
除外した事業部門はございません。
- ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
除外した特殊損失はございません。
- 九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式及び自己資本比率告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスク管理の方針及び手順の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（1951年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

出資等又は株式等エクスポージャーの保有は決裁権限規程、与信決裁等管理規程に基づき、その目的、金額等によりリスク管理委員会での決裁又は与信合議で決定いたします。
個別の投資に関するリスクの認識につきましては、投資対象の属性、保有の形態に応じて、VaR方式、純資産方式等で認識を行い、管理いたします。
なお、会計処理につきましては、会社法、銀行法、企業会計原則、会社計算規則、一般社団法人全国銀行協会通達「銀行業における決算経理要領」、その他一般に公正妥当と認められる基準に従って行っております。
当社は、BIS規制の信用リスク量の計測について標準的手法を採用しておりますので、重要な出資等ではない株式等エクスポージャーの額に以下の区分に応じてリスク・ウェイトを適用しております。
① 投機的な非上場株式
② 上記①に該当しない株式
不動産投資法人への出資及びこれに類する出資については、株式等エクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。)に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

自己資本管理規程及び市場リスク管理規程に従って、自己資本比率告示に基づき計算を行っております。金利感応度を有する銀行勘定の資産・負債のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産・負債管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

ロ 金利リスクの算定手法の概要

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、「金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク」としております。当行では、金利に感応する資産、負債、オフ・バランス取引を対象としております。

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

金利感応度を有する銀行勘定の資産、負債、オフ・バランス取引のリスク管理手続きにつきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産、負債、オフ・バランス取引管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

金利リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

(エ) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

時価変動リスクの管理を目的として、有価証券及び貸出金に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。ヘッジ手段の会計上の取扱いにつきましては、ヘッジ会計(個別ヘッジによる繰延ヘッジ)を適用しております。個別ヘッジの一部には金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2026年3月末基準における流動性預金全体の金利改定平均満期は、2.370年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の最長の金利改定満期を4.5年としています。

③ 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提

コア預金の残高及び滞留期間の推計に内部モデルを用いています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

貸出及び定期預金の期限前解約率は、金融庁が定める設定値を使用しています。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

金利リスクの算出に当たり、全通貨を対象としており、集計に当たっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しています。なお、重要性の観点より、一部の外国通貨については他の外国通貨に集計して金利リスクを算出しています。

⑥ スプレッドに関する前提

キャッシュ・フロー作成の金利にはスプレッドを含めています。一方で、割引金利についてはリスク・フリーレートを使用しています。

⑦ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

主に貸出金および有価証券の金利リスク量の増加による調達側の金利リスクとの相殺により、上方パラレルシフトにおける△EVEが増加しています。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当行の△EVEは、金利リスク管理上、問題ないと認識しています。

(イ) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

① 金利ショックに関する説明

当行では、VaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しています。VaRの算出には、過去2年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

② 金利リスク計測の前提及びその意味

VaRについては、「ヒストリカル法」を採用し、過去2年間の金利データから算出した変化幅に指数加重移動平均を用いてウェイト付し、その1パーセンタイル値を金利ショックとして使用しています。また、保有期間は20日としています。

(次頁、バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)について記載)

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

定量的な開示事項

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額につきましては2025年3月末から標準的計測手法を用いて算出しております。

一 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分		2025年3月末		2026年3月末	
		信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
標準的手法	国際開発銀行向け	538	21	—	—
	地方公共団体金融機構向け	1,541	61	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,886	75	1,536	61
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,771	390	9,174	366
	(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	3,619	144	2,465	98
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	359,350	14,374	386,915	15,476
	中堅中小企業等向け及び個人向け	134,328	5,373	161,885	6,475
	不動産関連向け	6,001	240	6,001	240
	(うちA D C向け)	6,001	240	6,001	240
	劣後債権及びその他資本性証券等	400	16	500	20
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	2	0
	株式等	1,861	74	2,419	96
	その他	28,486	1,139	41,514	1,660
	証券化	200	8	157	6
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	309	12	366	14
合計		544,675	21,787	610,474	24,418

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

エクスポージャーの区分	2025年3月末		2026年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	309	12	366	14

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません。

ニ CVAリスク相当額を8％で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2025年3月末		2026年3月末	
	CVAリスク相当額を8％で除して得た額	所要自己資本の額	CVAリスク相当額を8％で除して得た額	所要自己資本の額
CVAリスク	4,413	353	5,634	450
うちSA-CVA	—	—	—	—
うち完全なBA-CVA	—	—	—	—
うち限定的なBA-CVA	—	—	—	—
うち簡便法	4,413	353	5,634	450

ホ マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びにBI及びBICの額

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
オペレーショナル・リスク相当額の合計値を8％で除して得た額	41,601	45,191
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,328	3,615
BI	27,734	30,127
BIC	3,328	3,615

ト 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
単体リスク・アセットの合計額	590,690	661,300
単体総所要自己資本額	23,627	26,452

二 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

■ 信用リスクに関するエクスポージャーの残高
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

2026年3月末						
	有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合 計	
地域別・業種別	製造業	9,900	12,216	—	37	22,154
	建設業	1,198	380	—	2	1,580
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,637	3,587	—	10	8,234
	情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
	運輸業	4,998	11,703	—	33	16,735
	卸小売業	2,739	7,837	—	12	10,588
	金融保険業	14,129	23,786	9,991	103,937	151,845
	不動産業	1,861	84,595	—	78	86,535
	物品賃貸業	—	5,000	23	0	5,023
	各種サービス業	—	383,519	—	440	383,959
	国・地方公共団体	351,604	—	—	745,686	1,097,290
	その他	224	608,756	—	43,038	652,020
	国内 計	391,293	1,156,382	10,015	893,298	2,450,990
海外	46,065	20,019	1,320	8,375	75,780	
合 計	437,359	1,176,402	11,336	901,673	2,526,771	
残存期間別	1年以下	101,161	1,092,764	6,499	898,081	2,098,507
	1年超3年以下	148,907	43,792	2,003	—	194,703
	3年超5年以下	154,636	28,569	169	2,160	185,535
	5年超7年以下	—	8,761	61	—	8,823
	7年超	30,548	2,513	2,602	—	35,665
	期間の定めのないもの	2,103	—	—	1,432	3,536
	合 計	437,359	1,176,402	11,336	901,673	2,526,771

(単位:百万円)

2025年3月末						
	有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合 計	
地域別・業種別	製造業	4,900	8,494	—	5	13,399
	建設業	800	380	—	2	1,182
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,889	3,665	—	6	7,562
	情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
	運輸業	8,060	11,803	—	54	19,918
	卸小売業	2,391	9,165	—	7	11,564
	金融保険業	22,844	27,008	6,152	93,599	149,604
	不動産業	1,861	65,390	—	46	67,299
	物品賃貸業	—	9,820	—	1,209	11,029
	各種サービス業	—	336,363	—	319	336,682
	国・地方公共団体	223,577	—	—	543,544	767,122
	その他	408	532,235	—	29,329	561,974
	国内 計	268,733	1,019,327	6,152	668,148	1,962,361
海外	52,030	24,106	3,816	5,984	85,937	
合 計	320,764	1,043,434	9,969	674,132	2,048,299	
残存期間別	1年以下	79,393	964,068	5,703	671,271	1,720,437
	1年超3年以下	84,443	39,561	1,460	600	126,065
	3年超5年以下	116,711	23,193	158	1,560	141,623
	5年超7年以下	7,370	11,771	40	—	19,181
	7年超	30,559	4,840	2,606	—	38,006
	期間の定めのないもの	2,285	—	—	700	2,985
	合 計	320,764	1,043,434	9,969	674,132	2,048,299

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(地域別・業種別)

(単位:百万円)

	2026年3月末				
	有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合 計
その他	—	1	—	—	1
国内 計	—	1	—	—	1
海外	—	—	—	—	—
合 計	—	1	—	—	1

2025年3月末は該当ありません

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

■ 一般貸倒引当金期末残高

(単位:百万円)

2025年3月末		2026年3月末	
	2024年3月末比		2025年3月末比
891	89	343	△ 548

■ 個別貸倒引当金期末残高

(地域別・業種別)

(単位:百万円)

	2025年3月末		2026年3月末	
		2024年3月末比		2025年3月末比
その他	—	△ 288	—	—
国内 計	—	△ 288	—	—
海外	—	—	—	—
合 計	—	△ 288	—	—

特定海外債権引当勘定は2025年3月末、2026年3月末とも該当ありません。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの内訳について、ポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	2026年3月末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	900,443	—	900,443	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	36,539	—	36,539	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	196,847	—	196,847	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	12,953	—	12,953	—	1,536	12%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	130,511	23,815	29,194	20,575	9,174	18%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	102,572	5,400	6,904	2,160	2,465	27%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	993,035	254,754	395,238	19,970	386,915	93%
中堅中小企業等向け及び個人向け	204,382	229,942	203,452	12,394	161,885	75%
不動産関連向け	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
(うちADC向け)	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	400	—	400	—	500	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1	—	1	—	2	150%
株式等	1,861	—	1,861	—	2,419	130%
合計	2,480,977	508,512	1,780,932	52,940	568,435	31%

(単位：百万円)

項目	2025年3月末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	631,255	—	631,255	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,853	—	35,853	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	135,867	—	135,867	—	—	0%
国際開発銀行向け	2,691	—	2,691	—	538	20%
地方公共団体金融機構向け	8,805	—	8,805	—	1,541	18%
我が国の政府関係機関向け	14,721	—	14,721	—	1,886	13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	99,821	43,875	32,933	40,635	9,771	13%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	73,922	5,400	10,871	2,160	3,619	28%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	886,466	328,350	369,722	22,129	359,350	92%
中堅中小企業等向け及び個人向け	173,255	74,633	172,250	6,866	134,328	75%
不動産関連向け	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
(うちADC向け)	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	400	—	400	—	400	100%
株式等	1,861	—	1,861	—	1,861	100%
合計	1,994,999	446,859	1,410,362	69,631	515,679	35%

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、ポートフォリオ区分ごとのエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	2026年3月末											
	CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー											
	0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%	250%	その他	合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	900,443	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900,443	
外国の中央政府及び中央銀行向け	36,539	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,539	
我が国の地方公共団体向け	196,847	—	—	—	—	—	—	—	—	—	196,847	
我が国の政府関係機関向け	—	10,538	2,415	—	—	—	—	—	—	—	12,953	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	18,415	—	13,803	15,829	82	576	1,062	—	—	—	49,769	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	2,734	6,294	0	—	35	—	—	—	9,064	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	962	450	27,284	—	22,285	—	352,131	12,092	—	—	415,208	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	215,846	—	—	—	—	215,846	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	4,000	
(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	4,000	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	400	—	—	400	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	1,861	—	1,861	

(単位：百万円)

項目	2025年3月末											
	CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー											合計
	0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%	250%	その他		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	631,255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	631,255
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,853	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,853
我が国の地方公共団体向け	135,867	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135,867
国際開発銀行向け	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	—	2,691
地方公共団体金融機構向け	—	2,199	6,605	—	—	—	—	—	—	—	—	8,805
我が国の政府関係機関向け	—	10,575	4,145	—	—	—	—	—	—	—	—	14,721
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	38,475	—	12,579	19,894	2,256	—	280	82	—	—	—	73,568
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	3,086	8,074	1,871	—	—	—	—	—	—	13,031
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,201	550	27,248	—	17,657	16,589	320,659	7,943	—	—	—	391,851
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	20	—	179,096	—	—	—	—	—	179,116
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	—	4,000
(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	—	4,000
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	400	—	—	—	400
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	1,861	—	—	1,861

「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置に応じた実際のリスク・ウェイトの区分ではなく、完全実施ベースに応じたリスク・ウェイトの区分にて記載しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

リスク・ウェイト の区分	2025年3月末				2026年3月末			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値	CCF・信用 リスク 削減効果 適用後 エクスポー ジャー	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値	CCF・信用 リスク 削減効果 適用後 エクスポー ジャー
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	955,388	43,925	93%	929,164	1,304,267	23,815	86%	1,223,530
40%～70%	18,154	4,400	40%	19,914	21,807	1,400	40%	22,367
75%	189,844	73,607	10%	195,686	204,960	248,370	10%	216,732
90%～100%	791,672	323,950	10%	320,939	915,613	234,155	11%	352,892
150%	38,077	976	10%	12,427	32,466	770	10%	16,493
250%	1,861	—	—	1,861	1,861	—	—	1,861
合計	1,994,999	446,859	19%	1,479,993	2,480,977	508,512	14%	1,833,879

「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置に応じた実際のリスク・ウェイトの区分ではなく、完全実施ベースに応じたリスク・ウェイトの区分にて記載しております。

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
該当ありません。

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ありません。

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
該当ありません。

ロ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比
該当ありません。

三 信用リスク削減手法に関する事項

イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額

(単位:百万円)

2025年3月末	2026年3月末
514,504	611,420

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクスポージャーの額は6,220百万円であります。上記は置き換え方式により算出しております。

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2025年3月末			2026年3月末		
	正の値の グロス再構築 コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額	正の値の グロス再構築 コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減 手法の効果勘案前)	16,223	13,348	29,571	17,722	12,469	30,191
派生商品取引	16,223	13,348	29,571	17,722	12,469	30,191
外国為替関連取引	11,146	7,381	18,528	10,239	6,609	16,849
金利関連取引	5,077	5,966	11,043	7,482	5,860	13,342
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削減効果	△ 13,428	△ 6,173	△ 19,602	△ 13,317	△ 5,537	△ 18,855
ネットの額(信用リスク 削減手法の効果勘案前)			9,969			11,336
担保(適格金融資産担保) の額			1,192			232
現金及び自行預金			109			61
債券			1,083			171
ネットの額(信用リスク 削減手法の効果勘案後)			8,776			11,103

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

五 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

原資産の種類	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	2025年3月末		2026年3月末	
		うち、再証券化の額		うち、再証券化の額
カード・クレジット債権	1,000	—	787	—
合 計	1,000	—	787	—

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

リスク・ウェイト	2025年3月末				2026年3月末			
	残 高		所要自己資本の額		残 高		所要自己資本の額	
		うち、 再証券化 の額		うち、 再証券化 の額		うち、 再証券化 の額		うち、 再証券化 の額
20%	1,000	—	8	—	787	—	6	—
合 計	1,000	—	8	—	787	—	6	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

五の二 CVAリスクに関する事項
BA-CVAやSA-CVAは用いておりません。

六 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

	2025年3月末	2026年3月末
貸借対照表計上額	1,861	1,861
うち上場株式等エクスポージャー	—	—
うちそれ以外	1,861	1,861

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
該当ありません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない時価損益の額
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない時価損益の額は、354百万円であります。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない時価損益の額
該当ありません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額

エクスポージャーの区分	2025年3月末の額	2026年3月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	24	29

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
該当ありません。

九 金利リスクに関する事項

金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
1	上方パラレルシフト	1,219	1,531	3,593	6,685
2	下方パラレルシフト	4,106	12	546	△3,509
3	スティープ化	0	224		
4	フラット化	864	621		
5	短期金利上昇	883	1,162		
6	短期金利低下	1,590	14		
7	最大値	4,106	1,531	3,593	6,685
		ホ		ヘ	
		2025年3月末		2026年3月末	
8	自己資本の額	86,571		103,966	

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項
該当ありません

十一 期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう）とSA-CCRの比較に関する事項
該当ありません

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する事項
該当ありません

法定開示項目一覧

業務及び財産の状況に関する事項

銀行法施行規則第十九条の二

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織 30

ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

（1）氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) 表紙裏

（2）各株主の持株数 表紙裏

（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 表紙裏

ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名 31

二 会計参与設置会社にあつては、

会計参与の氏名又は名称 該当なし

ホ 会計監査人の氏名又は名称 35

ヘ 営業所の名称及び所在地 表紙裏

ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

（1）当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名 34

（2）当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称 34

チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項

（1）当該受託者の商号、名称又は氏名 該当なし

（2）当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称 該当なし

二 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む。）… 32

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況 14～17

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（(13) から (18) までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

（1）経常収益 14

（2）経常利益又は経常損失 14

（3）中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失 14

（4）資本金及び発行済株式の総数 14

（5）純資産額 14

（6）総資産額 14

（7）預金残高 14

（8）貸出金残高 14

（9）有価証券残高 14

（10）単体自己資本比率 14

（11）配当性向 14

（12）従業員数 14

（13）信託報酬 14

（14）信託勘定貸出金残高 14

（15）信託勘定有価証券残高（(18) に掲げる事項を除く。） 14

（16）信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。）残高 該当なし

（17）信託勘定暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規程する暗号資産をいう。第五号へ（5）において同じ。）残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高 該当なし

（18）信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高 該当なし

（19）信託財産額 14

ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項

別表第一

【主要な業務の状況を示す指標】

（1）業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 14,58,80

（2）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 58

（3）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 58,80

（4）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 59

（5）総資産経常利益率及び資本経常利益率 80

（6）総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率… 80

【預金に関する指標】

（1）国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 63

（2）固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 … 64

【貸出金等に関する指標】

（1）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 65

（2）固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 65

（3）担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額 66

（4）使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 66

（5）業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 67

（6）中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 67

（7）特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高 該当なし

（8）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 80

【有価証券に関する指標】

（1）商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。） 該当なし

（2）有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高 69

（3）国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高 71

（4）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 80

【信託業務に関する指標】

（1）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。） 76

（2）金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高 76

（3）元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 77

（4）信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 77

（5）金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高 79

（6）金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高 78

（7）金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 78

（8）担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 78

（9）使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 79

（10）業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 78

（11）中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 79

（12）金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高 77

（13）電子決済手段の種別の残高 該当なし

（14）暗号資産の種類別の残高 該当なし

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制 22～26

ロ 法令遵守の体制 20～21

ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 28

二 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三 第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称 31

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書 36～57

ロ 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び

（1）から（4）までに掲げるものの合計額

（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権 68

（2）危険債権 68

（3）三月以上延滞債権 68

（4）貸出条件緩和債権 68

（5）正常債権 68

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再

信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額 77

二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 17, 84～101

ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（二に掲げる事項を除く。） 海外拠点を有しないため対象外

ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

（1）有価証券 72～73

（2）金銭の信託 該当なし

（3）第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引 74～75

（4）電子決済手段 該当なし

（5）暗号資産 該当なし

ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 68

チ 貸出金償却の額 68

リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面（同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 35

ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当なし

ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 該当なし

六 報酬等に関する事項であつて、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 82～83

七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

資産の査定に関する事項

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条）

（1）正常債権 68

（2）要管理債権 68

（3）危険債権 68

（4）破産更生債権及びこれらに準ずる債権 68

パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

（2014年2月18日 金融庁告示第七号） 84～101

本誌は銀行法第 21 条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2026 年 7 月発行
野村信託銀行株式会社 総合企画部
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
TEL.03-5202-1600（大代表）



NOMURA

野村信託銀行株式会社(The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

TEL. 03-5202-1600(大代表)

<https://www.nomura-trust.co.jp/>